

第1日目（12月3日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから平成30年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。傍聴の皆様には早朝よりご苦労さまです。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定員に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者より公務のため午後早退の届けが出ておりますので報告いたします。また、新潟日报社より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号15番・寺口友彦君及び議席番号16番・中沢一博君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る11月22日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日12月3日から12月14日までの12日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月3日から12月14日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。毎回貴重なお時間をいただき、大変申しわけありません。今回議案と議案資料に誤りがありましたので、議席に配付をさせていただきました。1点目でございます。丸正への差しかえをお願いするものでございます。第88号議案 南魚沼市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備についてでございます。差しかえ前の議案では、第16条で、南魚沼市議会委員会条例の一部改正が含まれておりましたが、この条例につきましては、発案権は執行機関にはないとされております。この議案に含めることはできないものでございました。第16条を削除し、第17条以降を繰り上げました議案をお配りいたしましたので、差しかえをお願いするものでございます。

2点目は正誤表のとおり訂正をお願いするものでございます。第102号議案 認定こども園めぐみのこども園の指定管理者の指定についての説明資料6ページに記載誤りがあったものでございます。正誤表のとおり、中点、第2学童舎負担、という記述の削除をお願いいたします。いずれも確認が至らず、大変申しわけありませんでした。さらに緊張感をもって間違いのないように努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

また、訂正ではございませんが、補足説明をさせていただきます。平成31年5月1日の新天皇即位に伴い改元が予定されておりますが、新元号が定まっておりますので、平成31年

4月後の元号についても平成表記で統一しておりますので、ご了承をお願いいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。平成30年12月議会定例会の開会にあたりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力をいただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表すとともに、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ここで9月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告を申し上げます。第1に保健・医療・福祉についてであります。保健関係につきましては、今年度策定を進めている自殺対策計画について、11月28日に健康づくり推進協議会において、策定状況の中間報告を行いました。今後自殺認知症対策会議、ここで検討するほか、パブリックコメントの実施により、市民のご意見や提案を計画に反映させ、年度内に策定すべく作業を進めております。

子育て支援関係につきましては、牧之保育園の駐車場外構工事は完了し、園庭造成工事が年内完成に向け進捗中であります。建築基準法に適合していなかった大崎保育園のブロック塀、これは10月末で改修工事が完了しております。

南魚沼市子ども・子育て支援事業計画につきましては、来年度の策定に向け、10月29日に子ども・子育て会議を開催し、年度内に子育てに関するニーズ調査を行うことが決定いたしました。これにより今後の保育の必要量を推定し、第2期計画に反映をさせていただきます。

福祉関係につきましては、10月4日に市民会館において「新潟県更生保護女性の集い」が開催されまして、県内各地区の更生保護女性会員約400人が一堂に会し、交流を深めることとなりました。子どもの学習支援事業では、南魚沼市福祉センターでの開催に加え、10月から魚沼荘を2会場目として開催しました。10月末現在の登録生徒数は10人、支援員登録数は23人です。公営住宅業務では、11月2日に2回目の住宅委員会を開催し、11件の応募について審議いただきました。10月末現在の入居状況は管理戸数463戸のうち、378戸です。

介護保険関係につきましては、第7期介護保険事業計画に基づく、今年度のサービス基盤整備として、南魚沼市地域密着型サービス運営委員会で選考した事業所による認知症対応型共同生活介護、これはグループホーム、看護小規模多機能型居宅介護の施設整備が進んでいるところでございます。

11月11日に南魚沼市地域包括ケア連絡協議会主催による「市民フォーラム」が開催をされ、50人の参加がございました。「家族に介護が必要になったら…住みたいところで自分らしく生きる、自分らしく逝く」これをテーマに入院から在宅療養への移行、住み慣れた家での介護、そして看取りまでを通して、かかわった医師、看護師、ケアマネジャー及び介護用

品担当者、これらの方から支援内容などをお話いただき、参加者との意見交換を行うことができました。

病院事業につきましては、国道 17 号六日町バイパスに関連する南魚沼市民病院駐車場排水施設、この詳細設計について、河川管理者であります新潟県と協議が整い、10 月 11 日に占用許可申請を行いました。引き続き詳細設計と国土交通省との補償協議を進めてまいります。

平成 29 年 1 月に策定をしました新公共病院改革プランにつきましては、総務省が示した公立病院改革ガイドラインに基づき、ゆきぐに大和病院及び南魚沼市民病院、それぞれの点検・評価を行いました。点検・評価後の改革プランについては、8 月 30 日に開催した南魚沼市病院事業運営委員会により承認をいただくとともに、10 月 23 日に開催された社会厚生委員会に報告をし、11 月 1 日には各病院のウェブサイトで公表したところであります。この中で市民病院では、より質の高いサービスを提供する機能強化型訪問看護ステーション、この実施に向け準備を進めているところです。今後も改革プランに沿いながら経営改善に努めてまいるといふこととさせていただきます。

次に、教育・文化についてであります。

小中学校の普通教室に対するエアコン設置につきましては、これまでも検討を進めておりましたが、設置工事に係る新たな臨時交付金制度を含めた国の補正予算が 11 月 7 日に成立をしたことから、これを活用して全普通教室にエアコンを設置することとし、今定例会に関連予算を計上いたしました。

五日町小学校・大巻小学校の閉校記念式典については、11 月 10 日・17 日にそれぞれ開催をいたしました。両校が永きにわたって地域の教育に果たしてきた役割を振り返り、その功績を記憶にとどめる素晴らしい記念事業となったものと考えております。

新たに開校します、平仮名でおおまき小学校の改修工事につきましては、順調に進捗をしております。来年 2 月以降には内覧可能となる見込みであります。統合協議会において、校歌、校章、校旗などを決定いただきましたので、来春の開校に向けて校歌の練習や移転の準備などを進めてまいります。また、校舎内に設置をされます学童保育スペースの改修工事も現在順調に進捗をしております。

第一上田小学校と第二上田小学校の統合協議会につきましては、これまでに 4 回が開催をされ、開校日、校舎の位置、校名などを決定いただきました。これを受け、今定例会に学校設置条例の一部改正条例を提案いたしました。今後は専門部会を中心に統合に向けた具体的な協議を進める予定となっております。

11 月 4 日に「浦佐毘沙門堂の裸押合」この重要無形民俗文化財指定を記念したシンポジウムが開催されました。文化財としての価値を再認識し、今後の保存継承を考えるよい機会となったものと考えております。

今年度から本格オープンしましたスケートパークにつきまして、4 月 28 日から 11 月 11 日までの 198 日間の営業でございました。雨天日を除く 178 日間滑走可能でありました。この間に 1,471 人の利用者登録がありまして、利用者数は延べ 5,524 人、1 日の最大の来場者数

は 132 人でありまして、滑走可能日の平均では 31 人となっております。約 3 分の 1 が県外からの利用者であり、交流人口の増加にも大きな効果があったものと考えております。

モンスターパイプにつきましては、照明設備の設置により、今シーズンは火・水・木のナイター営業を行う予定であります。これにより、より一層ジュニア選手などのトレーニング環境が整うこととなると考えております。

全国中学校スキー大会につきましては、来年 2 月 4 日からジャンプ競技の開催に向けて準備を進めているところであります。なお、来年 1 月 13 日からはプレ大会であります中越選手権、新潟県選手権が開催されることとなっております。

次に、環境共生についてであります。

地盤沈下対策につきましてはであります。地下水の採取に関する条例の全部改正から 1 年が経過をいたしました。10 月末現在の重点区域における消雪用井戸の新設の申請。これは今年度 73 件、条例改正後の累計では 111 件となっております、事業所、一般住宅ともに申請件数が伸びております。また、降雪検知器への補助につきましては、今年度 100 件、累計で 248 件となっております、普及が進んでおります。今後も節水意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

可燃ごみ処理施設につきましては、脱硝装置触媒の劣化によりまして 7 月末から 2 号炉のみの 1 炉運転を行ってまいりました。10 月 23 日からは 2 炉運転が可能となりました。1 号炉、2 号炉とも、2 段 1 組の脱硝装置触媒をそれぞれ 1 段ずつ新品と交換し、仮復旧を行ったもので、年内には本復旧ができるよう現在調整をしております。また、他の自治体へのごみ処理委託につきましては、新潟市への運搬処理が 10 月末で終了、魚沼市、及び小千谷市への運搬処理は 12 月末で終了する予定でございます。

新たな新ごみ処理施設整備につきましては、11 月末から 2 巡目の集落説明会を開始しております。今後は 2 巡目の集落説明会を進めながら、先進地視察も並行して行い、多くの方々から新ごみ処理施設についてのご理解を深めていただくよう努めてまいります。

次に、都市基盤についてであります。

道路関係の社会資本整備総合交付金事業につきましては、14 億 2,129 万円、このうち国費は 8 億 3,326 万円、この配分がありまして、10 月末現在除雪費を除いた発注率は、85.8% となっております。なお、平成 29 年度繰越予算を加えた発注率は 90.2% でありまして、年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道 17 号の六日町バイパス事業・浦佐バイパス事業をはじめとして、国道 253 号の八箇峠道路事業などが進められております。今後も早期の全線開通に向けた努力を続けてまいります。

水道事業につきましては、他の事業の関連から見送りとなっていたものを除き、予定事業は全て発注済みであります。また、畔地浄水場の延命化に伴う経営戦略の見直しでは、10 年程度の延命化による財政需要について検討を進めております。1 月中に水道事業審議委員会、ここに諮らせていただきまして、ご承認をいただき、その後公表する予定としております。

なお、上水道の高料金対策に要する経費が繰入基準の見直しにより減額となったことから、今定例会に補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

下水道事業につきましては、農業集落排水の流域下水道への接続工事として、中之島地区で魚野川を渡す水管橋の工事及びポンプ場の建築工事を実施しております。また、大和クリーンセンターの長寿命化対策では、水処理施設、汚泥処理施設及び沈砂池の機械設備・電気設備の更新工事が11月に完了し、現在順調に稼働をしております。

浸水対策事業であります寺裏幹線排水路及び大和クリーンセンターと流域下水道の統合を検討する下水道広域化調査事業、これにつきましては、交付金の追加配分があったことから、今定例会に補正予算を計上いたしました。また、平成31年度からの地方公営企業法の全部適用に関連する条例改正案を提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、11月7日には、北陸地方整備局管内の4つの市、町、この首長、私を含めまして、国土交通省下水道部の部長さんほか、幹部職員との意見交換会に要請を受けて出席いたしました。農業集落排水の流域下水道の統合や不明水対策など、南魚沼市の実情を伝え、施設の長寿命化に対する交付金の充実などについて、要望、また意見交換を行うことができました。

次に産業振興についてであります。

昨年度より策定作業を進めておりました南魚沼市産業振興ビジョンを10月に公表しました。農林水産分野と商工観光分野に別れていた10か年の実施計画を初めて統合したものであります。これに基づき平成39年度まで、各分野の重要業績評価指数KPIの達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

先に発表されました平成30年産水稻の作柄概況、10月15日現在これによりますと、全国の10アール当たり予想収量は529キログラム、前年産に比べ5キログラムの減、作況指数は99となる見込みであります。県内の作柄は10アール当たりの予想収量が前年比5キログラム増の531キログラムとなったものの、6月以降の雨が少なかったこと、そして台風、これらの影響によりまして、作況指数は95、前年度産に続き「やや不良」となる見込みであります。魚沼は前年比5キログラム増の10アール当たり515キログラム、作況指数97と見込まれておりまして、必要集荷量の確保が懸念されているところでございます。

品質面では、市内JAの集計によるコシヒカリの1等米比率は約77%でありまして、前年最終実績より約5ポイント低くなっております。要因としては、早い梅雨明けによる水不足、また猛暑、また台風による倒伏など、これらが考えられるかと考えております。

販売促進では、5月に国際大学との共催による「おにぎりイベント」を開催しました。国際大学の学生からおにぎりレシピを募集し、「インターナショナルフェスティバル」での発表・表彰、そして来場者へのおにぎりの提供等を行いました。10月には専門家により改めて監修・改良された応募レシピによるおにぎりを「八色の森市民まつり」で販売し、大変好評をいただいたところでございます。

平成30年は、国による生産数量目標がなくなった初年度ということでございまして、米政

策の大きな変革の年となりました。引き続き、需要に応じた米生産これを継続するとともに、最高級ブランド米の産地として、消費者から求められる高品質・良食味など、この米作りの推進と販売促進に関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

食による町おこし事業「南魚沼、本気井」につきましては、十日町市の「大地の芸術祭」の開催、これらもあり、大変好評をいただいているところから、開催期間を来年2月28日まで延長をいたしました。

インバウンドの取り組みにつきましては、国から地域再生計画の認定を受け、南魚沼市観光協会と連携しながら、市内の観光関係者の意識改革、宿泊施設のカード決済、または電子決済化の推進、インバウンド向けウェブサイトの構築など、将来に向けた基盤強化に取り組んでいるところでございます。

経済産業省より認定をされている創業支援事業につきましては、創業支援セミナーの受講者数が延べ92人となります。市内商工会と連携をし、セミナーの実施内容を拡充するとともに、個別相談会を開催し、より多くの創業希望者の発掘と、そして育成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在急成長しているIT企業でありますフラー株式会社と協働させていただき、全国の高等専門学校生から大学院生までを対象としましたITインターンシップ、この受入事業を年末に開催いたします。当地に6泊7日の期間滞在して地域を知っていただきながら、当市への就職意欲と移住の促進、Uターン意識、これらの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

効率・効果的な業務体制を構築するため、学校教育課、学習指導センターを大和庁舎から市民会館へ移動して約2か月が経過をいたしました。これによる大和庁舎2階の空きスペース部分につきましては、建物の有効活用と財源確保の一環としまして、民間事業者への一部賃貸の検討を現在進めております。

魚沼地域定住自立圏につきましては、連携事業の内容の見直しや進捗状況による共生ビジョンの変更と、今後の連携事業の進め方を協議するため、圏域内の住民で構成する魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会、これを開催しました。今後の連携事業の一層の推進に向け、事業の進捗状況について共生ビジョン懇談会と情報を共有し、意見をいただきながら、医療、教育、産業振興、市民生活など幅広い分野での連携事業を2市1町で協力して進めてまいります。

男女共同参画につきましては、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現に向けセミナーを開催するなど、実践的な取り組みへの啓発を行っています。今後も各種委員会、また審議会への女性の登用拡大に努めるとともに、それぞれの分野において男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

ふるさと納税につきましてはであります。返礼品の返礼率を11月1日から全て見直しをさせていただきました。この見直しの作業のため、11月1日から一時停止をしておりましたポー

タルサイトの申し込みを11月16日から再開いたしました。ちょっとここに書いておりませんが、きょう現在の数字を申し上げたいと思います。申込件数は伸びておりまして、2万3,781件で、きのう現在の寄付額が7億とんで70万円となっております。7億とんで70万円。これはちょっと集計が難しく申しわけありませんが、11月30日現在の前年度との比較をしますと、11月30日現在、1.8倍で推移をしております。今、非常に好調になってきております。この1週間ぐらいで大変また伸びてきておりまして、ただ燕市は、今下町ロケットのすごい人気で、なかなか大きな背中であるなどということはございますが、当市も劣らぬ形で今、推移しているかと思っております。市の魅力を発信しまして、地域産業の活性化に役立てるために、今後も多くの皆様からご支援賜りますように、力を入れて推進してまいりたいと考えております。

雪資源活用事業につきまして、今年度の取り組みがNHKや朝日新聞などメディアから全国版で取り上げられたというようなことから、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会や来年オープン予定の民間テーマパーク等から問い合わせをいただくなど、反響がありました。事業の推進に一定のめどがつき始めていることから、来年度使用する雪の量を今年度実績と同量の2,000立米と見込んで貯雪をする予定でありますので、今定例会に関連予算を計上しております。どうぞよろしく申し上げます。

都市計画税のあり方につきましてです。これまで検討を進めてまいりましたが、今定例会において都市計画税条例の廃止を提案いたしました。

平成30年度の人事院勧告に伴う給与改定につきましては、人事院は8月10日、国家公務員の給与に関して、月例給については平均0.2%引き上げ、期末勤勉手当については年間で0.05月分引き上げる旨の勧告を行いました。その後、新潟県人事委員会も10月11日に勧告を行ったところであります。当市は、これまで国に準拠の方針で給与改正を行っており、今年度も国に準拠する内容で、今定例会に条例改正案を提出いたしました。

次に一般会計補正予算（第7号）についてであります。

主な内容としましては、歳出では生活保護扶助費において、医療扶助が今後も伸びる見込みであることから5,000万円を追加いたしました。可燃ごみ処理施設運営費では、LPガス、電気料の単価上昇による需用費の不足の見込みから、2,400万円を追加いたしました。機械除雪費では、本格的な降雪期を前に春除雪での執行分を補填するため、1億500万円を追加いたしました。この夏の酷暑により全国的な話題となった学校施設のエアコン設備については、早急に全小中学校の普通教室への設置を進めることとし、小学校施設等整備事業費、及び中学校設備等整備事業費に必要な経費を計上いたしましたのでよろしく申し上げます。

歳入では、普通交付税の交付額の決定により4億9,602万円を追加し、生活保護費国庫負担金に3,750万円を追加いたします。小中学校のエアコン整備にかかる財源につきましては、教育費国庫補助金に合わせて9,446万円を計上したほか、市債に1億8,800万円を計上し、不足分はふるさと応援基金から1億6,723万円を充当いたしました。

この収支差額につきましては、財政調整基金からの繰入金金を3億1,000万円減額したほか、

台風 21 号被害の対応に使用した予備費の一部を補填し、調製をいたしました。以上によりまして、歳入歳出総額に 6 億 8,496 万円を追加し、総額を 320 億 2,594 万 5,000 円としたいものであります。

終わりになりますが、平成 28 年 11 月 28 日に市長となってから 2 年が経過をいたしました。南魚沼市を若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとにしたいという強い思いから、さまざまな機会を使って当市を発信してまいりました。

これまでグローバル IT パークやふるさと納税における返礼品の取り組み、子育ての駅「ほのぼの」の整備、六日町市街地における地下水規制の緩和や雪利活用の取り組みなど、施策を進めてまいりました。しかし、新ごみ処理施設の建設をはじめとして、大きな課題が山積をしております。

私の任期も後半に入るといってございまして、これらの課題に向き合いながら、みずからが先頭に立って、次代に向けた取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様からご理解をいただき、また、議員各位からの格段のご支援をいただきますようお願い申し上げまして所信の表明とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 4 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。委員会報告は事前に資料配付がなされています。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告を願います。議会運営委員長・鈴木一君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。調査事項につきましては、1 平成 30 年 12 月南魚沼市議会定例会の運営について、2 閉会中の議会運営委員会の開催について、3 その他であります。調査の状況、期日は平成 30 年 11 月 22 日、委員の出席状況は 6 名全員出席であります。正副議長からも出席をいただきました。調査の内容につきましては、執行部の出席を求め、12 月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。以上です。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっとお伺いいたします。調査事項はわかりましたけれども、議会運営委員会の中で前回の議会で陳情として上がったエアコン設置について、市長の考え方を議長のほうから要求をして、説明といたしますか、報告をつけながら議会議決をしたわけなのですが、その報告はあったそうですが、それは議会運営委員会の中では、議題にもならなかったし、報告もなかったということですが、その辺をきちんと議会運営委員会としてやる方向がなかったのか。委員長のほうにはそういう報告があったのか。その辺だけちょっと確認しておきたい。

○議 長 議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 説明はありませんでしたが、今後 2 度ほど運営委員会があります

ので、その中できちんと対応していきたいと思います。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 結果として私が確認したところ、報告はあったということで、事務局のほうにどうか、議長のほうにあったということなので、それはそれでいいのですけれども、やっぱり議会運営委員会としては流れがありますので、そこら辺をきちんとしておいていただきたいと思います。予算に計上したからからいいという問題ではないと思いますので、今後の委員会の中で取り扱うかどうかは委員長にお任せしますが、そういうことでお願いします。

○議長 長 議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 了解しました。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・桑原圭美君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の報告をいたします。調査事項は都市計画税の見直しについてと、MMDOへの委託事業についてであります。調査の状況に関しましては、期日は10月16日、委員全員が出席し、議長にも出席をいただきました。調査の内容は、執行部の出席を求め事務調査を行っております。まず、都市計画税の見直しについて税務課長から説明がありました。内容は都市計画税は前回9月定例会でも説明したとおり、12月定例会で条例改正を上程する方針であり、平成19年6月定例会にて、井口前市長がこれを廃止するという表明をし、これを受けて検討してきた結果であります。

検討するに当たっては3つのパターンをあげて検討しており、1つ目は都市計画用途地域に現状の税率0.1%を付加する方法。2つ目は都市計画税を廃止するが、相当分を固定資産税に上乘せして、財源の確保を行う方法。そして3つ目に都市計画税の廃止をあげ、メリット、デメリットを検討した結果、都市計画税の廃止が最も公平であると判断いたしました。今後のスケジュールについては、今定例会において都市計画税条例を廃止する条例案を提出し、平成31年度から都市計画税の賦課は行わない予定であります。質疑応答については配付済みの資料をごらんください。

次にMMDOへの委託事業についてであります。U&Iときめき課長より説明を受けました。MMDOは4本の委託事業を行っており、1番目がCCRC構想に関するもの、2番目が移住定住促進に関するもの、3番目が市内の産業育成に関するもの、4番目が地域産業の資源開発としてのクラウドファンディングであります。これを念頭に説明を受けました。非常に多くの事業があり、時間をかけて説明していただきましたが、事業に関しては交通整理のような部分も必要ではないかとの認識を持ちました。詳細は資料を参考にいただければと思います。

その他の部分で委員のほうから調査したい旨の提案があり、これが承認されたため、総務部長より資料なしでMMDOの決算に関する再調査の説明を受けました。現在の状況はMMDOの支出伝票1枚1枚についてのリスト化を完了し、一覧表を作成しています。これまで市長、副市長交えて協議したが、わかりにくい部分があったので、さらに資料を作成した後に協議するとしており、この調査の内容は全員協議会を開催して、議員に説明したいとの発言がありました。

次に8月の全員協議会等で指摘があった、いわゆる10万99円の返還について説明を受けました。これに関しては9月3日付で、前GMに請求書を発行し、9月28日付で前GMから文章で回答がきておりますが、10万99円に関しましては、おおむね了解を得ているが、一部に関しては記憶の中では証拠があるので、再調査をお願いしたい。また、労働基準監督署に相談し、週4日勤務の契約であるが、超過勤務が発生しているとの理由で、不足分の支払いを求める文書もきているとのことでした。

最後に説明の中で、決算書の改ざんはしていない。市と会社で判断基準が違うことから疑義が生じている部分がある、ということに関する理解を求める発言がありました。質疑応答に関しては資料を参考にさせていただきたいと思います。また、今定例会中に全員協議会が開催されるとのことでございますので、詳しい質疑等はその際をお願いしたいと存じます。総務文教委員会の報告は以上でございます。

○議 長 総務文教委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の委員会報告を行いたいと思います。今回は調査事項1点目として、畔地浄水場の延命化の取り組みについて、現地調査を含み、調査を行いました。2点目といたしまして、マンホールの更新事業についてであります。これも現地調査を含む調査といたしました。調査の状況であります。期日、平成30年度10月29日、委員の出席状況は出席7名、全員出席をいたしております。議長の出席もしていただきました。

それでは、畔地浄水場の延命化の取り組みについてご報告いたします。畔地浄水場の延命化につきましても、現地調査を含みまして、市長の所信の中でもありましたが、地下水の検証を受け、延命化に取り組んでいくということでもあります。まず、取水能力、量の確保、水質、水の安全性、地盤沈下の影響を調査した上で、可能であれば常用水源に移行させる。常用水源で必要な量が確保できれば、畔地浄水場の規模の縮小、究極的には廃止としていくということでもあります。現地では建物施設では、まだまだ新しく健全というところでもあります。

が、電気設備、機械設備の一部には耐用年数を経過しているため、リスクを抱えながら、事後修繕を繰り返しているのが現状だそうでありました。今後、延命化を10年と見込んでいるが、どうなるかを投資と財源の関係で見極めていきたい。地域別配水方式は、非常用水源を早期に確保して準備を進めていきたい。これらを経営戦略に反映し、平成31年度から10年間の経営戦略の見直しをかけているということです。

質疑応答につきましては皆様のお手元の資料をごらんください。

2点目であります。マンホール更新事業についてであります。これも現地で調査を含めて行いました。ふたが非常に老朽化、耐荷重も14トンという、大型車が通ってしまえば割れてしまうというような現状。また、私は委員会でも実際にマンホールの中に、ふたより水が染み込む状況を現地で確認いたしております。現在は交換の対象となるふたが、市内に2,000か所あるそうですが、全て交換するということは明言できないが、平成30年度は塩沢、六日町市街地と、大和地域では三用地区で合計300個の交換を実施しております。2分の1は補助金、残りは起債で行っており、実質市の負担は3割の3,000万円であるということをお聞きいたしました。

質疑応答につきましてもお手元のQ&Aをごらんいただければと思っております。産業建設委員会よりの報告といたします。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は平成30年10月23日に開会いたしました。委員の出席は7名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり2件とし、その他4件について報告がありました。調査の内容につきましては、執行部から主管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。報告につきましては、事前に資料を配付してありますので、簡潔にさせていただきますと思っております。

1点目であります。保育の現状と課題についてであります。新しく開園いたしました牧之保育園、そしてどろんこ保育園の現地調査を含め、調査をいたしました。この保育園のまず定員についてであります。毎年年度末に子ども・子育て会議において定数を決めております。この平成30年度の状況は、少子化の影響もあり50名ほどの利用定数が減少いたしました。今後も児童数の減少に伴い、定員を大きく割り込む園が想定されることから、具体的に適正規模の再編に向けたアンケートを行った上で検討していくという考えであります。

そして、公営保育園につきましては、中保育園が今まで90、塩沢保育園が90が統合いた

しまして、牧之保育園 150 名となったことは皆さんもご承知のとおりであります。そして、南魚沼どろんこ保育園につきましては、今、定員が 75 名として開園しましたが、現在園児は 50 名という状況になっております。今後の整備計画におきましては、上田地区の小学校の統合に伴いまして、上長崎保育園、下長崎保育園の統合を検討していくような形になるかと思っております。

次に関しましては、このどろんこ保育園では、市外からの利用者が増えているが懸念はないのかということ、また、地域住民の皆さんは保育というよりは、農業を中心としながらの保育をしているように感じるが、産業振興部との連携はどのようになっているのかというような質問がありました。そういう詳細につきましては、その回答につきましては、記載されておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に新ごみ処理施設建設の進捗についてであります。この 1 巡目の説明会については皆さんもご承知のとおり、3 月中旬から 6 月初旬まで、約 3 か月かけて行いました。その後、6 月末から 7 月初旬にかけて、武蔵野市、また上越市の先進施設の視察を行ったわけでありませう。そして、8 月 19 日には専門家による講演会を行いました。その中で、6 月 21 日には周辺 4 集落から建設反対の署名、請願が提出されましたけれども、そのことにつきましては、8 月の全員協議会で報告したとおりであります。

市としては、2 巡目の説明会を約束どおり行い、1 巡目に各集落から諮問された 72 項目にわたっているわけでありませうけれども、回答を持って 11 月下旬から始め、1 月中旬ごろまでに、丁寧に丁寧に説明していくということでもあります。あわせて、先進施設等の視察等も行っていく、その中で判断をお願いしたいというふうに考えている状況であります。この 1 巡目に出されました 72 項目の質問につきましては、この分厚い資料が、皆さんのところにいったかと思っておりますので、詳細については省略させていただきたいと思っております。

質疑に関してであります。島新田の施設でかなりイレギュラーな故障も発生しておりますことから、早急に目鼻をつけなければならないという客観的な情勢であると思う。しかし、やるべきことはきちっとやった上で、今後どのようなスケジュールを考えていくのかということになりました。これに関しましては、島新田の施設がかなりイレギュラーな故障も発生している。いつまでも引っ張れないし、島新田の集落もかなり心配している。早急に目鼻をつけなければならないという客観的な情勢である。

しかし、私たち、我々もたった 1 年で結論を出せるかということ、少なくともやるべきことを全てやった上で、しなければならぬというふうに、今考えているということでもあります。そして、少なくとももう 1 年ぐらいは頑張った中で説明をしなければいけないだろうというふうに考えているということでもあります。その先、どの段階で、どう結論づけるかということでもありますけれども、これに関しましては 2 市 1 町で、まだ決まっていませんけれども、ただ 10 年、20 年と時間をかけられる状況ではないわけでありませうので、どこかで決めていかなければならぬと。ただ、押し切るつもりはないことを再三にわたって言ってきたし、これからもそういうつもりである。だから、ある面では話を聞いていただいた中で、お互い

ある程度理解した上でなければ、何事も進まない。そして、とにかく丁寧に丁寧に説明していきたいということでもあります。詳細につきましては、配付資料をごらんいただきたいと思っております。

その他としまして、新公立病院改革プランにつきまして、2番目に第7期介護保険事業計画の変更について、3番目として魚沼マイネットの新年度に向けた取り組みについて、そして4番目に可燃ごみ処理施設の運転状況について報告がありました。時間を延長しての委員会であったわけでありまして。以上で調査報告を終わらせていただきます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 先ほどの議会運営委員長の報告の中で、14番・佐藤剛君から質問がありました件につきましては、今回の平成30年12月南魚沼市議会定例会、諸般の報告の3ページ、ここに11月20日に市長からの陳情にかかる結果報告がありますし、7ページにその内容が記載されておりますので、お願いしたいと思います。内容につきましては、普通教室にエアコンを設置すること、そして費用的には4億3,000万円であること、また、これを平成31年の6月末までに設置工事を完了させるというこういう予定。陳情にかかる結果報告が出ておりますので、皆さんのほうで一読願えればありがたいと思います。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成30年度請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。請願第3号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第83号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。なお、質疑におきまして、自分の意見や要望を述べたり、最後の3回目には総括を行い、答弁なしや所見があればという方がおられますが、これは質疑ではありませんので、よろしくをお願いいたします。また、「お願いします」や「ありがとうございます」などの発言も注意していただきたいと思っております。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 83 号議案 平成 30 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主なものについてであります。所信表明でも申し上げましたが、全小中学校の普通教室へのエアコン設置を一斉に進めることとしたいと思っております。小学校施設等整備事業費及び中学校施設等整備事業費に、あわせて 4 億 3,000 万円を計上いたしました。生活保護扶助費では、今年度上半期の状況をもとに、主に医療扶助の給付実績などから 5,000 万円を追加いたしました。可燃ごみ処理施設運営費で L P ガス単価、電気料単価の上昇から、不足見込み分として 2,400 万円を追加いたしました。機械除雪費では、春除雪の執行分の補填として、1 億 500 万円を追加いたしました。

歳入の主なものとしましては、今年度の普通交付税の交付額決定によりまして、4 億 9,602 万円を追加しました。生活保護費国庫負担金では、歳出の生活保護扶助費の追加に合わせ、3,750 万円を追加いたしました。小中学校の空調設備設置工事の財源としては、教育費国庫補助金に、合わせて 9,446 万円を計上し、市債に 1 億 8,880 万円を計上したほか、新たに設置したふるさと応援基金からの繰入金 1 億 4,673 万円を充当いたしました。

収支差額につきましては、財政調整基金繰入金を 3 億 1,000 万円減額し、調製いたしました。以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 6 億 8,496 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 320 億 2,594 万 5,000 円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 それでは、一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明を申し上げます。最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして事項別明細書で説明させていただきますので 12、13 ページをお願いいたします。

2 歳入からご説明申し上げます。最初の表、9 款 1 項 1 目地方交付税では、交付額確定により、予算現額との差額として普通交付税 4 億 9,602 万円の追加計上でございます。

2 番目の表、12 款使用料及び手数料、2 項 3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料、井戸設置等許可手数料は、設置許可件数が増加しているため 31 万円の増、2 段目 4 目 2 節畜産業手数料、1 行目、家畜診療手数料は、猛暑のため診療件数の増加、薬の単価上昇などにより 155 万円の増、2 行目家畜人工授精手数料は、単価の高い人工授精の増加により 45 万円の増となっております。

3 番目の表、13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費国庫負担金、1 行目、生活保護費負担金は、生活保護扶助費の増加に伴う 3,750 万円の増、2 行目障がい者自立支援給付費国庫負担金は、補装具給付費の増加に伴う 140 万円の増。

4 番目の表、2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金、1 行目、母子家庭

等対策総合支援事業費補助金は、自立支援給付金の増加に伴い 28 万円の増、2 行目子ども・子育て支援交付金は、私立認定こども園での事業実施がなくなったため 278 万円の減、2 段目と 3 段目、5 目教育費国庫補助金、1 節小学校費国庫補助金、臨時特例交付金は、国補正予算による小学校空調設備設置経費にかかるもので 7,043 万円、2 節中学校費国庫補助金、臨時特例交付金 2,403 万円は、同様に中学校の空調設備設置経費にかかるもので、いずれも新規計上でございます。

一番下の表、14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費県負担金、障がい者自立支援給付費県負担金は、2 つ上の表の国庫負担金同様、補装具給付費の増に伴う 70 万円の増でございます。

14、15 ページをお願いいたします。2 項 2 目総務費県補助金、1 節総務管理費県補助金、U・I ターン促進住宅支援モデル事業県補助金は、県からの追加内示があり 32 万円の増額。2 段目、2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費県補助金、介護基盤整備事業費補助金 1,440 万円は、市内 2 つの事業者が施設整備に伴う開設準備経費分として交付される補助金で、10 分の 10 の新規計上となっております。2 節児童福祉費県補助金、新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、国庫補助金同様、事業実施がなくなったため 278 万円の減。3 段目 4 目農林水産業費県補助金、1 節農林業県補助金、農林水産業振興資金利子補給補助金は、この夏の猛暑、渇水に対して県が認定した、いわゆる 8 号資金に対しての利子補給金 2 万円の新規計上、2 行目かん水用機械等整備対策事業補助金は、夏の渇水対策経費のうち、消耗品、ポンプ借り上げ等に対する補助で 11 万円の新規計上となっております。

2 番目の表、16 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金では、2 件 20 万円を記載の団体からいただいております。2 段目、2 目指定寄附金 140 万円は、環境貢献に対する事業のため、株式会社プリンスホテル様から「南魚沼のおいしい湧き水」の売り上げ 1 本につき 1 円を、平成 30 年度上半期分としてご寄附いただいたものでございます。

3 番目の表、17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、財源充当への繰り戻しとして 3 億 1,000 万円の減額、2 段目 3 目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、カナダビクトリア派遣事業費分として 30 万円の増額、3 段目、5 目ふるさと応援基金繰入金は、雪資源活用事業の財源として 2,050 万円、小中学校の空調設備設置経費の財源として 1 億 4,673 万円、計 1 億 6,723 万円の繰り入れでございます。

一番下の表、19 款諸収入、4 項 6 目広域行政受託事業収入、1 節湯沢町広域行政受託事業収入は次のページ 16、17 ページにわたっておりますが、平成 29 年度実績によるそれぞれの受託事業の精算であります。可燃ごみ処理業務受託事業収入の減が大きく、全体で 1,946 万円の減でございます。

16、17 ページ、最初の表、2 段目、2 節湯沢町以外広域行政受託事業収入、魚沼荘受託事業収入措置費相当分は、魚沼荘で受け入れをしている他市町村からの入所者 1 名分の受託事業収入で 162 万円の新規計上となっております。

最後の表、20 款市債、1 項 7 目臨時財政対策債では、発行可能額と予算現額との差額 1,230

万円の増額、2行目、3行目、8目の教育債では、小学校の空調設備設置経費の財源として1億4,080万円、中学校分で4,800万円の新規計上、4行目、9目災害復旧費では、農林施設災害復旧事業に対し60万円の新規計上となっております。以上が歳入の補正内容でございます。

めくっていただきまして18、19ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。最初の表、2款総務費、1項1目一般管理費は、財源内訳の変更、2段目、3目電算対策事業費、説明欄丸、総合行政システム事業費は、都市計画税廃止に伴う基幹系システム改修、小学校統合に伴う各コード改修などにより、電算システム改修等業務委託料75万円の増。

3段目、4目車両集中管理費管理費、説明欄丸、車両管理一般経費は、公用車修繕料の不足が予想されるための760万円の増額。次の丸、車両運行経費は、燃料単価の上昇、直営バス路線の増などにより不足が予想されるため、燃料費を570万円の増。

4段目、6目財産管理費の最初の丸、庁舎管理費は、燃料単価の上昇により燃料費を280万円の増、本庁舎屋上の天窓付近の除雪のため、小型除雪機購入費33万円の計上。次の丸、庁舎整備事業費は、本庁舎玄関照明、北分館防雪メッシュシート、大和庁舎の旧学校教育課のスペースを貸し付けできるよう、間仕切り等整備をするなどの工事費533万円の新規計上でございます。

5段目、7目企画費の最初の丸、移住・定住促進事業費は、県の追加内示によりU・Iターン促進住宅支援モデル事業補助金72万円の増額。次の丸、企画プロモーション事業費は、平成31年度の雪資源利活用事業のために、貯雪業務委託料550万円の計上でございます。

2番目の表、7項1目交通安全対策費、説明欄丸、交通安全対策費は、今年度の実績から不足と見込まれる高齢者運転免許証自主返納報奨金50万円の増。

3番目の表、3款民生費1項2目心身障がい福祉費、説明欄丸、心身障がい者助成事業費は、精神障がい者医療費助成金が当初見込みより増加していることから77万円の増。

続きまして20、21ページをお願いいたします。最上段、社会参加促進費は、障がいをもつ方用の自動車改造費でございますが、問い合わせ状況により不足が見込まれることから22万円の増額、最初の丸、障がい者自立支援事業費は、実績により不足が見込まれる補装具給付費280万円の増額。

2段目、3目老人福祉費、最初の丸、介護保険対策費（特別会計操出金）は、介護給付費地域支援事業費の増加による市負担分の増、人事異動による人件費の増などにより合計で493万円の増。次の丸、介護基盤整備等事業費は、介護基盤整備事業費補助金（開設準備経費分）は、歳入でも説明いたしましたが、市内2つの事業者が施設整備に伴う開設準備経費分として交付される補助金で、歳入と同額の1,440万円の計上。

次の段、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、魚沼荘運營業務受託事業収入の湯沢町負担金について、平成29年度精算に伴う還付金31万円の計上でございます。

2番目の表、2項2目児童措置費、説明欄丸、母子家庭等対策総合支援事業費は受講開始

の対象者の増により、高等職業訓練促進費 38 万円の増。

2 段目、3 目児童福祉施設費は、最初の丸、常設保育園管理運営費、エアコンの修繕が多く、執行額が増加していることに加え、今後 F F の暖房機、畳、消雪設備などの修繕が必要と見込まれるため、修繕料を 200 万円の増。次の丸、私立認定こども園事業費、子ども・子育て支援交付金は、予定しておりました入園前の子育て相談等の支援拠点事業を取りやめたため 836 万円の減。

続きまして 22、23 ページをお願いいたします。最初の表、3 項 2 目生活保護扶助費、説明欄丸、生活保護扶助費は、記載の 3 つの生活保護費において、昨年度実績と今年度前半の執行状況から不足見込み額を計上し、合計で 5,000 万円の増。

2 番目の表、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生対策費、説明欄丸、保健衛生対策費一般経費、地域医療連携事業負担金は、魚沼地域医療圏で行っておりますうおぬま米ねっとのシステム更新費用にかかる市負担金として 841 万円の新規計上。

3 番目の表、2 項 1 目環境衛生費、説明欄丸、地盤沈下対策事業費は、降雪検知器設置申請件数が多く、不足が見込まれるため 800 万円の増。

2 段目、2 目斎場管理費は、湯沢町広域行政受託事業収入の減に伴う財源更正。

最後の表、3 項 3 目し尿塵芥処理施設費、最初の丸、し尿受入施設運営費は、一般家庭等の雑排水汚泥処理委託費について、処理量の減少見込みにより、廃棄物処理業務委託料 200 万円の減。その下、丸、可燃ごみ処理施設運営費、燃料費は L P ガス単価上昇による 1,500 万円の増額、光熱水費（電気）は排ガス処理用触媒の機能低下に伴う 1 号炉停止などにより、自家発電料が減少し、売電料が増加したため、750 万円の増、廃棄物処理業務委託料は、台風による折れ枝等の増加に伴う木屑破碎処理委託料の増により 150 万円の増、計 2,400 万円の増でございます。

24、25 ページをお願いいたします。2 番目の表、4 項 1 目上水道費、説明欄丸、上水道事業対策費（特別会計操出金）高料金対策補助金は、地方公営企業操出基準の高料金対策に要する経費の算定基準が変わったため、1,960 万円の減。

3 番目の表、5 款労働費、1 項 1 目労働諸費は、湯沢町広域行政受託事業収入における、職業訓練業務分の減額に伴う財源更正。

4 番目の表、6 款農業水産業費、1 項 2 目農業振興費、丸、農業振興対策補助事業費、農林水産業振興資金利子補給金は、この夏の猛暑・渇水などに対して県が設定した資金貸付に対するもので 5 万円の計上。

2 段目 3 目畜産業費、説明欄丸、家畜指導診療所費、医薬材料費は、診療件数の増、薬剤単価、人工受精単価などの上昇により不足が見込まれるため 200 万円の増。

3 段目 4 目農地費、説明欄最初の丸、土地改良事業費、産業振興事業等補助金（土地改良事業）は、夏の緊急渇水対策に要した消雪パイプ電気料等の経費で、3 土地改良区を窓口に交付するもので 701 万円の新規計上となっております。

続きまして 26、27 ページをお願いいたします。1 番目の表、7 款商工費、1 項 2 目観光振

興費は、指定寄附金による財源更正、2番目の表、8款土木費、2項3目道路橋りょう除雪事業費、説明欄丸、機械除雪費は、購入後、年数のたった除雪車の修繕料がかさみ、不足が予想されるため、除雪車修繕料を500万円の増、春先除雪の執行分を考慮して不足分を見込み、除雪等業務委託料に1億円を増額するものでございます。

3番目の表、4項2目都市計画事業費、説明欄丸、公共下水道事業対策費（特別会計操出金）は、下水道特別会計の事業費の補正に対応した621万円の増額、2段目3目都市計画施設費、説明欄丸、六日町駅自由通路・シンボル施設管理費は、六日町駅自由通路のエレベーター修繕のため35万円の増。

4番目の表、9款消防費、1項1日常備消防費は、湯沢町広域行政受託事業収入における投資的経費の精算に伴う財源更正で、最後の表、次の28、29ページにまたがっておりますが、10款教育費、1項1目教育委員会費、説明欄丸、教育改革推進事業費は、外国籍児童・生徒の転入が増え、日本語支援員の増員が必要なため、非常勤講師賃金139万円の増、最初の説明欄丸、国際交流及び文化・スポーツ基金事業費は日野社会教育センターが行うカナダ・ビクトリアへの中学生派遣事業への負担金、3名分30万円の新規計上。

2段目、3目教育施設管理運営費、説明欄丸、地域・教育連携施設管理運営費は、旧五十沢中学校の一部を公民館へ用途変更するために、設計監理監督業務委託料140万円、防火扉の新設、開口部の追加などの施設改修工事費740万円の計上でございます。

2番目の表、2項1目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校管理一般経費は、正職員の人事異動に伴う配置がえにより、臨時校務員賃金178万円の減、暖房機等の故障により不足が見込まれる修繕料220万円の増、丸、小学校教育振興費では、シーズン前点検で浦佐小学校のスノーモービルが故障し、修理不能なことが判明したため、一般備品購入費120万円の増。

2段目、2目小学校整備費、説明欄丸、小学校施設等整備事業費は、国補正予算によるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、小学校15校の普通教室140室の空調設備設置工事費3億500万円の計上でございます。

最後の表、3項1目中学校教育運営費、説明欄丸、中学校管理一般経費は、正職員の人事異動に伴う配置がえにより、臨時校務員賃金178万円の増、六日町中学校第二体育館の床修繕などのため、修繕料410万円の増。

2段目、2目中学校整備費、説明欄丸、中学校施設等整備事業費は、小学校と同様に中学校3校の普通教室45室の空調設備設置工事費1億2,500万円の計上でございます。

めくっていただきまして30、31ページ最初の表、4項1目特別支援学校運営費、説明欄丸、特別支援学校管理一般経費、空調機器使用による燃料消費量の増加と単価上昇により不足が見込まれる燃料費を90万円、夏期のプール使用による水道使用量の増により光熱水費を24万円、それぞれ増でございます。

2番目の表、6項4目文化行政費、説明欄丸、南魚沼市郷土史編さん事業費は、六日町史、民族、大和町の近現代に係る経費で、印刷製本費に436万円、筆耕料に182万円それぞれ増額。

3番目の表、7項2目体育施設費、説明欄丸、体育施設一般経費は、欠之上クロスカウンターハウスとモンスターパイプの圧雪車の点検整備費用の不足のため、スポーツ施設整備機器修繕料58万円の増。

2段目、3目学校給食費、説明欄丸、大和給食センター大規模改修事業費は、今年度工事を予定しておりましたが、長寿命化計画の策定により、有利な財源を確保できる見込みが立ったため、まず詳細設計を行い、平成31年度に工事を行いたいことから、実施設計業務委託料を48万円とし、改修工事費を2,335万円減するものでございます。

一番下の表、11款1項1目農林水産施設災害復旧費、説明欄丸、農林施設災害復旧費（単独）は、8月に南魚沼土地改良区所有の芹田地内揚水機場が落雷により被災しました。復旧費の負担割合は国65%、地元35%であり、この地元負担の2分の1を市が補助する102万円の計上となっております。

めくっていただきまして32、33ページ、14款予備費につきましては、市の施設において、台風の被害が多く63件で、総額2,400万円ほどとなっております。うち、急を要する費用の1,287万円については予備費で対応させていただきました。今後の不測の事態に備えるため、1,436万円を増すものでございます。以上が歳出の補正内容となっております。

なお、9月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、11月下旬までで24件、1,846万円となっております。主な内容といたしましては、今ほど説明いたしました台風による公共施設の被害対応として、主に施設内の倒木撤去委託料、外壁の修繕料、各種修繕工事費等で16件、1,287万円。子ども・子育て支援事業計画策定に関し、国の方針が前倒しになり、早急に調査を進める必要があることから、子育て支援総務費のデータ入力業務委託料に130万円などとなっております。

戻っていただきまして7ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正でございます。表の1段目、通学バス運行事業につきましては、年間経常的に運行する通学バス等の業務委託料について、運行開始の1か月前までに運行計画等を陸運局に届け出をすると、陸運局が定める基準の約3割減で契約ができる制度を円滑に利用できるようにするため、平成31年度の業務を債務負担行為により2月中の入札としたいものでございます。

2段目、新潟県農林水産業振興資金貸付金に対する利子補給（平成30年干ばつ及び台風被害）につきましては、この夏の干ばつと台風被害による農業者の資金不足に際し、金融機関からの借入れに対する利子補給を県と市で行うもので、平成31年度から平成37年度の7年間となっております。

めくっていただきまして次の8ページは、第3表 地方債補正でございます。起債の目的の最下段、合計欄から、上の3つのものにつきまして、歳入の説明で申し上げたように、限度額を合計で2億170万円増額し、合計で28億6,420万円としたいものでございます。

1ページに戻っていただきます。以上の説明により、歳入歳出予算の補正額及び総額につきましては、市長提案理由の説明のとおりでございます。以上で第83号議案の説明を終わります。

○議 長 第 83 号議案の途中ですが、ここで休憩といたします。再開は 11 時 15 分といたします。

[午前 10 時 56 分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前 11 時 15 分]

○議 長 第 83 号議案に対する質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 19 ページの企画プロモーション事業費について、これについての中で 2 つ聞かせていただきます。昨年と同じ量、2,000 立米を貯雪するという説明でありましたけれども、今年度 2,000 立米、秋になってからも余っていたと思いますけれども、同じ量を貯雪する理由についてもう少し聞かせていただきたいということと、同じ量を貯雪するのに、金額ですけれども、昨年 700 万円で、今回は 550 万円に減額になった理由、以上 2 点お願いいたします。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 まず、1 点目の貯雪量に関して、答弁申し上げます。昨年度は 2,000 立米ということで、確かに今回のイベントの回数、そういうことでカウントをおおむねいたしますと、市外でのイベント関係が約 5 か所ございました。渋谷区関係のふれあいの動きから始まりまして、恵比寿マルシェ等のイベント、あとはテストマッチ等のオリンピック、パラリンピック等のイベントが 2 つ、ないし 3 つということで、その事業関係で積算をいたしますと、今年度の貯雪量で足りるというふうな形で想定をしてございます。そちらのほうで、今年度は確かに雪が残ったのですが、やはり白いままで取るというのはなかなか難しい。それで白いところを確保するためにはどのようにするかということも含めまして、今年度の予算を検討したところでございます。

同じ量をするための 700 万円から 550 万円ということの減額の要因でございしますが、まさに昨年度のチップを保存する部分の費用がないというところでございます……（何事か叫ぶ者あり）チップ保存用の擁壁の部分が少ないということでございます。以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 量については、それを使うだけの事業の見込みがあるのではということだと思っておりますけれども、チップの件につきましては、次に使う分のチップもどこかに保存してあるということですか。そこがちょっと今よくわからなかったのですけれども、もう一度お願いいたします。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 現在使っている用地につきましては、たい雪する雪の場所と、その隣には擁壁をコの字型に囲ってございまして、その中にこのたびチップのほうを保存するということでございます。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　それでは、3点お願いいたします。まず、13 ページ、地方交付税の関係ですけれども、質問の中で確定というような話もちよっとちらっと聞こえたような気もするのですけれども、平成 29 年度の決算額に比べますと 3 億 4,000 万円ぐらい少なくなっています、大分大きな減少ですけれども、これが確定なのか。臨財債も多めじゃないので、これはそれらが確定だとちよっと厳しいかなという思いもあるので、これは確定なのかどうかというところを聞いてみたいというふうに思います。

23 ページ、節水機器の設置補助金がありますけれども、当初予算 500 万円で、所信表明の中では本年度 100 件、累計 248 件というようなことで、補助を出しているというようなことでありましたけれども、今度は 800 万円追加補正、今年度追加補正ということになります、そうすると補助件数は大体どれくらいを想定しながら補正をしているのかというところが 2 点目。

3 点目、29 ページです。エアコン設置の関係ですけれども、大変大きな事業で、積極的に取り組んでいただけて助かるのですけれども、大きな事業になるがゆえに、多分、入札等を通すと思うのですが、市内業者の参入する余地というようなのはあるのか。ちよっと工事が大き過ぎてなかなか大手になるのかというところを。まだ、これは予算の段階ですので、そこまで検討はないかもしれませんが、検討がありましたらお願いいたします。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　1 つ目の交付税臨財債についてです。この額で確定でございます。以上です。

○議　　長　　環境交通課長。

○環境交通課長　2 点目の節水器の件数の見込みでございますけれども、おおむね 239 件ほどを見込んでおります。総額 1,800 万になります。以上でございます。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　3 点目のエアコンの関係の発注のことでございます。こちらのほうにつきましては、当然、ほかの発注もそうですが、可能な限り市内業者を使えるようにという形で考えておりますので、これも市内業者で考えております。以上です。

○議　　長　　16 番・中沢一博君。

○中沢一博君　同じく関連で、29 ページのエアコンの部分であります。このことに関しては本当に市長が頑張っていて英断していただいて、それに関しては私は云々は全く言わないのですけれど、その部分でちよっと気になる部分、4 点をお聞きしたいと思っています。

1 点目であります。私ども議会としまして、このエアコンの設置に関しましては、私ども議会に報告する前にかんりのほかの部分で、具体的数字等も耳に入ってきております。このことに関して、私は市長の思いというのは感じますけれども、その部分、議会とのかかわりという部分を、1 点、まず最初にお聞かせいただきたいと思っております。

2 点目であります。このエアコンを設置することに関しては全然問題はなく、本当にいいことだと思っておりますけれども、私はその中で、ただエアコンを設置すればいいという部

分では、私はないと思っております。それは何かというと、やはり環境の部分、教育の部分、これをどうしていくかということ、私はすごく心配しているのです。例えば、エアコンがなければ生活ができないような子供をつくってもらっては困るわけであり、この今の環境の変化でありますから、いろいろあるかと思いますが、この教育に対しての取り組み、そういう部分をお聞かせ——これがないとだめかと思うのですけれども、そういう方向性をお伺いしたいと思っております。

3点目です。今回の補正にも出てきておりますけれども、雪資源活用事業というものを市長は本当に力を入れてやっていただいております。その中で私はやはり、市長も感じておられるかと思うのですけれども、我が市のこのエアコンを全部冷房でやるという部分。そうしたときに、市長はあれほど外に行って熱エネルギーということをおっしゃって、じゃあ、当南魚沼市としてどのようなことをされていますか、というふうに聞かれたときに、やはり私はストーリー性が欠けるのではないかとこのように思っております。

これはかなりお金のかかることですので、なかなか難しいかもしれないのですけれども、その部分、やはりこれだけの熱の利用の部分の事業をしているわけですので、どのように今後、南魚沼市として考えているのか。これは一般質問を見ましたら通告にも出ておりますので、簡潔で結構です。うちの最強の若手が質問しますので、絞られた中で結構でございますので、大体の方向性、市長の思いというものをお聞かせいただきたいと思っております。

最後4点目です。先ほどにもありましたけれども、これだけ全国一斉に事業をやる中で、現実に当市として大丈夫なのかということ、設置が間に合うのかということをお聞かせいただきたいと思っております。以上、1回目です。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうで先に答えて、細かいところがあったら教育部のほうに答えてもらうようにします。一般質問にとっておきたい部分もあるので、簡潔に答えさせていただきますが、1点目の議会に対する報告が遅れている。これは恐らく違う答弁があると思いますが、急がなければならぬ点というのはどうしてもあります。来年の夏までに設置をしなければいけないような工程になるわけですので、少しレギュラー感があるかもしれませんが、いずれにしても議会の議決を経て決めるわけですので、その点をご理解をいただかなければならないと思っております。

2つ目のエアコンがなければ、これは議論——エアコンがなければという子供の育成上の本当は問題とか、そういうことはかなりここでも話をしていますので、繰り返すことはいたしません、それを超えて全国で設置をしなければならぬという現時点の、特にこの夏の夏がそうだったわけですが、大変な気候変化の問題というのが、我々が想像している以上なことが起こっているということになっているのではないかとこのように思っております。

私もそういうことだけでエアコン設置をしてはいけないというふうには思っているひとりです。自分の思いとしては、一般質問に出るかもしれませんが、夏休みという考え方

も、これによって変えなければならない。何でここは議論されないのかという思いとか、本当は元号が変わる今、やるべきことは世界基準に照らし合わせた、世界でもまことにレアケースな4月からの学期の始まりというのを、ここでなぜ大きな議論が生まれないのか。非常に残念な気持ちで私は、この夏とエアコン設置の問題は、そういう観点からも見ていました。

これらについて、かなりの英断というかをこれから非常にしなければならないというか、私どもができるわけではないですけれども、そういうことが議論を本来並行にされるべきだというふうには私は思っています。これに頼らないようにやっていく。なので、いつも冷房がついている部屋にいる、いろということではなくて、それらについてはしかるべき基準等が設けられて、育っていく過程の強さもあわせ持った中で、このエアコンの運用がされるべきだろうと考えております。

3点目の熱エネルギーの関係は、ストーリー性がないというご批判も含んでのご質問だと思いますが、私はそれ以上に考えておまして、この時点で小中学校のエアコンの設置というものがありますが、我々が今、何で雪冷熱のことを、雪遊びというようなことを揶揄されながら、この間、皆さんのご理解をいただいて進めているということですが、最終的な目標はこの地における雪冷熱の新たな展開、そして将来像。これはエコのエネルギー活用も含めた、そういうことの姿を産業の創出も含めてやっていこうという大きな目的の中でやっていることは、ここでも十分話をこれまでもってきていると思いますので、この点が今回の補正には入っていないというふうにご理解をいただきたいと思います。これからさまざま考え、皆さんと議論を尽くしていきたいと思います。

〔間に合うかについては〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 失礼。それはそちらで。

○議 長 教育部長。

○教育部長 4点目の間に合うかということですが、今定例会で予算を可決いただきましたら、至急発注準備をいたしまして、入札をかけさせていただきたいと思います。確かに全国一斉でのエアコンの設置、受注、発注が予想されますので、不足は、そのエアコンの生産期間が大分かかるかとは思いますが、私どものほうも工事も、土日、長期休暇、ゴールデンウィーク等を利用して、最悪でも6月中までには発注することで考えておりますので、間に合うということで今のところは考えております。以上です……（何事か叫ぶ者あり）

済みません、失礼いたしました。6月中までに工事を完了するというで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 大綱は了承いたしました。その中でちょっとやっぱり大変申しわけないのですが1点目の部分で、どうしてももう一度ですけれども、私は市長のエアコンに対する思いというものは、すごくPTA関係だとか、いろいろな部分で聞いてきているのはわかりま

す。

私が言いたいのは、その思いというものをなぜあんなに早く、一般世間の人たちが、私たち議会もわからないときに、具体的数字までも市長はやりますと言っていると。そういう部分を私たちはこの議会で、今、もんでいるのに、そういうことを言われるのかということ。多分、その人の聞き方が下手だったかと思えますけれども、私の聞き方も下手だったかと思うのですけれども、一般的にいわれる議会軽視というものに関して、そういうふうには私は思っておりませんが、その思いというものがあまりにも早くなると、いろいろ難しさも出てくるということです。そのことをちょっと私は感じたもので、このような形を言わせていただきました。これに関しては多分、大丈夫だと思いますけれども、もう一度私の聞き方が下手だったかと思えますので、その部分に関して、市長もう一度、市民の皆さんに理解を得られるためにも、議会とのあり方についてももう一度見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 中沢議員がどういう方から聞いているかということは、ちょっと私はわかりませんが、私がこの件でいろいろなところで、実はこういう形で、大変多くの署名が集まってきて、もちろん市民の非常に大きな関心事でありました。これは今もあると思えます。このことについて我々は検討し、そして国のほうの施策のかじを大きく切ってくれたと、これらも含めて例えばいろいろな話を私もいろいろな会場でしますので、そのときにこの方向に向かって進みたい。しかし、その前に前提として必ず付け加えているのは、議会の同意、我々の提案とその議決があってからですけれども、という話は、これは市長職としては気をつけて常にしゃべっています。

なので、私の中では議会の皆さんを軽視するなんていう考えは全くありませんし、議会の側からもその要望が私たちに上がったわけでありますから、これらについて非常にスピード感を持ってやっていこうということを、これは当然話をしたのは、逆に議会の皆さんの声を市民の皆さんに伝える、そして一緒になってやっていくということのあらわれというふうにとっていただければ、今ほどのちょっとご批判的な形の言葉にも私は答える全てではないかというふうに思っているのですけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 19ページ、4つ目の枠の中の庁舎整備事業費の中で、大和庁舎を間仕切りをしてという説明がありましたが、どういった利用を考えているのかひとつお聞きします。

次に移住定住促進事業のこの72万円についての内容をお聞きします。

次に企画プロモーション事業の550万円についてお聞きしますが、先ほどとも若干だぶりますが、世界に雪ブランドを発信という事業目的でやられて、前年度と申しますか、12月議会からことしの当初予算で2,200万円が使われているわけであります。そうした中で今回同じ規模でということ、2,000立米550万円ということがありますが、この一連の事業についてお伺いしたいのですけれども、この貯雪事業についての委託先は、前年度は利雪振

興会でありましたが、今回はどういう考え方をされているのか。

そして、それに合わせて今度は、その量によって新年度予算で多分また事業費が上がってくると思うのですが、先ほども若干出ているようでありまして、一年度を踏まえてどういう事業をやろうとしているのか、もし答えられるようであれば答えていただきたいと思います。

そうすると、3年計画であります、2年目が大体事業が固まるのかというふうに思いますが、3年間で大体、2,200万円掛ける3年間という形で事業が行われるのか、どんどん膨らんでいくのか、その辺をひとつこの際お聞きしておきたいというふうに思っています。

それから、民間に委託という形がありますが、この委託事業費のみで行われている事業であるかどうかということが、ちょっと明確にわからないもので、その辺、受託事業者が追加した形でかなり負担をした形でやられている事業なのかどうかを、ひとつお聞きしたいと思いますが、以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の庁舎整備に関することでございます。こちらの今回補正でお願いしています530万円強の予算のうち、大和庁舎にかかる分が約400万円強と今のところ考えております。内容といたしましては、旧学校教育課が入っておりました2階の部分、廊下から進みますとオープンな感じで入る事務室でございましたが、そちらのほうは今回余裕空間になるということで、そちらのほうを賃貸を考えておりますので、1階にグローバルITパークの入り口のところに壁といいますか、入り口ができたようなイメージと申しませうか。2階のその学校教育課のところに入るところについて、壁とドアがつくというような改修が1つ。それと1階部分には市民センターというかがございますけれども、あそこのところに夜間等の関係で、パイプシャッターを1基設置したいという2つを主なものとして考えております。以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 それでは、2点目のご説明を申し上げます。まず1点目の件でございますが、こちらのほうはU・Iターンの促進ということで、家賃の補助を県単の事業ということで行っているものを増額するというものでございます。こちらのほう、県のほうの内示もございますので、このたび、今まででしたら3件程度ですが、大変ご要望も多いため、内々のお話をさせていただいたところ、予算枠の内示があったということで、4件程度のものを増額させていただくというものでございます。周辺市町村は5件程度でございますが、うちのほうはもう年度当初に埋まっている状況でございますので、それに対応する費用が先ほどお話のあった金額でございます。

2点目でございます。こちらのほう、委託先の関係でございますが、今回の貯雪の関係で申し上げますと、雪をためるということで、このたびも量の問題プラスあと色の問題が、さまざまところからご意見がございました。ウッドチップの関係で軽易な方法でやっているわけでございますが、どうしても白いままとるとするのはなかなか問題がありまして、その白い

部分をどのようにして維持できるかということも含めて考えたいと思っております。その方法がやはり今までの経験がないとできませんので、このたびは利雪振興会のほうに貯雪の関係はお願いしたいと考えております。

量の関係でございますが、昨年度と今年度、今年度と来年度でございますが、それぞれの競技団体でテストマッチ等が行われるというふうな情報を得ておまして、ただ、その期間は開催のオリンピック時点での期間とは、大変短い想定がされております。ですので、そのような形で今、想定を申し上げます5か所程度のイベントに出るには、この量で足りるというふうに考えてございます。

ですので、3番目のご質問ですが、当然オリンピックの関係で期間が延びるとするのは、そのときにまた判断をさせていただきたいと思っております。相手があることでございますので、うちのほうだけの期間というのはなかなか難しいと思っております。

民間事業のみでこの事業が行われているのかというところでございます。まず貯雪に関していえば、これはうちのほうで考えて、実施をしているものでございます。以上です……（何事か叫ぶ者あり）

済みません。予算規模の考え方ということでございますが、ことしと来年度については予算規模はご提案させていただいたとおりで考えております。3年後の規模になりますと、オリンピック等の対応につきまして期間が延びた分について、あと量が増えた分については、若干増額の予想もあるという状況でございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点目でございますが、今、賃貸をするという形で、どういった仕切りをするのかということ、あるいはどういった方々に貸そうとしているのかというのが、それは今後ということなのか、ひとつお聞きします。

実際、1階の部分に関しては、GITパークの場合は利用形態が決まってから間仕切り等をしていきますよね。そうすると、やはり私は今で何ら問題はないので、何らかの形が、誰かが借りようとしている人がいるのかどうかということをお聞きしたかったわけでありまして。どういった利用をしようとしているのかということです。賃貸の内容であります。

2点目については了解しました。3点目についてですが、1年目、2年目は大体こんなものだというのですが、3年目については若干増えるかもわからないと、こういう話でありますけれども、どういう事業化をされるのか。オリンピックにめがけてどういう事業化をしようとしているのかというのが、ちょっとそこで見えなくなってしまうのですが、その点、どういったふうを考えているのか、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

そうすることによって、実際事業として委託費で事業をやっているということか、それにプラス民間資金等、要するに受託団体が自分の予算でアレンジしてやっている事業なのか、その辺をもう少し明確に答えていただきたいというふうに思います。なぜかと申しますと、その民間に委託して、そして事業を3年間で終結するわけですよね。それで、3年間したときに、その受託事業者等なりで新規事業と申しますか、関連した事業化ができるようになっ

ていくような事業であるかどうかということをお聞きしたかったわけですが、いかがでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目のことについて、具体的なものが想定されているかというようなことだと思いますが、具体的なものを想定してございます。市内の民間事業者の方から、あちらのスペースについて借りることができないかというような相談を受けまして——市内に事業所がある企業でございます。そちらのほうから相談を受けまして、そちらの会社は今、市内の営業所の統廃合等を含めて検討中だということでございますので、まだ向こうの会社も結論が出たわけではもちろんございませんし、こちらの条件等も提示しながら今、相談を進めているという段階でございます。その関係で、どうしてもあそこのスペースを使うのであれば鍵がかかるような状態にしなければいけませんので、同時進行で今、予算も計上させていただいたという形です。以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 3番目のご質問についてお答えいたします。委託料で今現在事業は実施している。それについて3年後の成果なり、その次の展開ということのご質問だと思いますが、冒頭、市長のほうの発言にもございましたとおり、今後目指すべき道というのがございます。ただ、今現在であれば、オリンピック関係の委託料の関係だけを計上しているところでございますので、今後のお話し合いなり、筋道のほうで事業の関係になるのか、他の産業振興等の事業になるのかというのは、今後検討を継続するという形になると思っております。

アレンジというふうな形でございますので、内容というふうに理解したのですが、委託料の中には当然どのようにしたらPRできるかということは、委託事業の関係と今までのノウハウを使った形で協議をしながら進めているという状況でございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点目の問題ですが、具体的な事業者がいるということになれば、入り口の間仕切り、要するに区画をするという、あるいはロビー等を通行できるようにするためのガレージ、パイプを設置するという形で、パイプシャッター等を設置するということでもありますけれども、じゃあ、市として出費するのはその範囲内であって、あとは机を並べる程度、貸事務所的になって、そうそう区画する問題はないというようなことなのかひとつ。

要するに、あとフロアは自由に間仕切り等をしてもいいですよというような感じなのか、下のITパークみたいに全て市で事業をして、家賃をきちんといただくという形なのか、その辺をもう一度お聞きいたします。

3点目についてですが、今ほどの新規事業とか、事業化なり産業が発生するかというあたりの問題ですけれども、それがオリンピックにはどういう位置づけになるのか。オリパラにはどういう、それまでのアピールなのか、そこで何らかの参加をしようとしているのか、その辺がちょっと見えないもので、その辺をもう一度お聞きして終わります。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の件についてでございます。市のほうで手を出す部分といいますかは、先ほどから申し上げているとおりの入り口の間仕切り、それと、内部の通りを制限するためのパイプシャッター、あとは一部に中に防犯カメラ等の設置を検討しておりますが、あの事務室の中をまたどのように使うかというのは、それぞれ例えば小規模な間仕切りや改修、そういったものはその事業者さんのほうでやっていただくことになろうかと思えますし、またそれはお返しいただく際には現状復旧ということになろうかと思えます。そして、家賃等でございますが、賃借料については適切な家賃を設定して、それをいただくという方針で進めております。以上です。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず、その向かうべき道とオリンピックの位置づけということでございますが、当初ご説明申し上げましたとおり、当地域の皆様の雪に対する意識の変革、産業振興の活用、雪の新たな産業の創出、そういう形の中でオリンピックにつきましては中間地点という形で位置づけさせていただいております。ですので、新年度の中身についてもどのようにしてその道につなげるのかというところは、日々検討しながら対応しているところでございます。ですので、あくまでもオリンピックとしては市の名前を皆さんに周知していただく、雪の資源活用についての理解をいただく、地元の方が雪に対しての資源を活用することについて、誇りをもってこちらに住む、そういうふうな関係ができればということで対応しているところでございます。以上です。

○議 長 ほかに。21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 P15ページふるさと基金であります。ふるさと基金を持っていくのはいいことだと思っておりますけれども、それで11月1日から15日までやめた。それでもその間、うちは5割から3割にしたわけじゃないですか。それをしないで5割のやつをまだやっている自治体もあるわけじゃないですか。市長の考えとしては、そこはペナルティーがあるかもしれないので、利用者に迷惑をかけるわけにはいかないから、うちは3割にするよと、指導のとおりするよというような答弁を昔もらったのですが、ほかの自治体がそれをまだやっているところがあるわけですね。それはやっぱりフェアじゃないわけですね。守っている自治体としては、それを守れというふうなのは、私は重要なことだと思っておりますが、そういう視点は持っているのかどうなのかと、あとはどういうふうにそれを守られていくようにしていくべきなのかというのをちょっと教えていただきたい。

あとP19とP29、先ほど16番議員さんが言っていたとおり、要はいろいろな雪冷房をやったらどうだとか、そういうふうなものもちょっと一貫性がないのではないかみたいな、要約するとそういうふうに私はとったのですけれども、私もやっぱりそれは同じように思いますし、せっかく雪をためるのだったら、今一生懸命やっているのは、もうU&Iときめき課がやっているように感じるのですけれど、そこにのってほかのところも、庁舎内でもやっぱり何かやっていくべきだと私は思いますよ。例えば学校給食で雪室の中、雪の中に埋めて、野

菜を入れてそれをいついつみんなで食べようとか、そういうのをして市全体を盛り上げていくとか、あと産業振興部だって、やっぱりそこに肉を入れたりとかして、せっかく雪があるのだったらそういうふうに使っていくというのをして、市全体で盛り上げていく視点というのが私はないのではないのかと思うのです。

逆にそういうのは市長がこれだけ雪室雪室とか雪サービスとか言っているんだったら、みんなから出てこう盛り上げていかなければいけないと思うので、市長を助けてやらなきゃいけないと思うのに、そういう視点がないのはちょっと残念だと思うのですが、そこをちょっとお聞きしたいです。

あと、27 ページ、除雪費。ことし春なんて除雪がなかったのにこう盛っているわけですね。私これはちょっとうんというふうな思いがあるのと同時に、ひょっとしたらチェーン規制対策なのかなとか、チェーン規制が国内で20か所どうのこうのなんていっているわけですね。私はこの地域でもスタッドレスタイヤにもチェーン規制なんていうふうな話になると、えらいことが起きるなというふうな思いがあるわけです。観光産業に対してマイナスだと思うので、そこに対しての今持っている情報を簡潔でいいので、できれば私はこの辺は大型トレーラーとか——観光バスとかはチェーン規制とかスタッドレスをはいていけばいい、大型トレーラーとかにするべきだと思うのですが、そういう視点は持っているのかどうなのか。情報があれば簡潔でいいのでお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3つの項目、私が全体的なことを触れて、そのあと個々に答えなければいけないところが出てくると思いますので、そこはよろしくお願いします。ふるさと納税のことですけれども、業者さんのためという1点だけではなくて、一番それよりも大きいのは、納税を、寄附をされた皆さんの気持ちにちゃんと応えていかなければならないという視点が一番。その次にももちろん私どもの地域で参加してくださっている農業関係者が多いのですけれども、そういう皆さん、業者の皆さんです。あとは、この制度が長く続いてもらわなければいけない。いい制度ですので、長く進めるためには、ちょっと言葉はオーバーですけれども、断腸の思いでその3割以内に全部一律でやろうと。

一番納税、納税というか、寄附が集まっている時期に、1か月本当はこのシステムがえとかの問題で、ポータルサイトのですね、1か月間休まなければいけなかったということですが、大手のポータルサイトのところにも話し込み、こちらから力強く、実は協議を持ちかけて、何としても1日でも早く再開してほしいということで、それで15日になったのです。そして、向こうがやっている仕事も、こちらでも手伝うということまで担当課が言って、非常に担当課には負担もかけましたけれども、そういう気概を持って実はあの日数にしたということも、ここでもちょっと紹介しておきたいと思います。こちらに仕事を持ち込んで、我々が持って帰ってきてやったということまで含めてやらせてもらいました。

ほかの地区、自治体で3割以内になっていないところもあります。私のところにそこを名指しで批判をして、逆にそこを訴えていけという言葉もあるのですけれども、ちゃんと総務

省の指導が入ってくると思います。そして、それはそれ、我々のほうから相手のことをというようなところは、私の中ではそういうスタンスをもってはおりません。

あと、雪のことですけれども、U&Iときめき課だけがやっているという感じには、徐々になくなっていると思います。産業振興の面、観光の面、全て絡みが出てまいりますし、今、職員というか携わっている、直接携わる職員も、横断的にもなってきています。牧野議員がいわれたようなそういう方向になっていくことが、もうなっけていき始めてもいますので、そういうことをこれからもっとやっけていかなければならないと思います。

最終的には、先ほど申し上げましたとおり、私はオリンピックとか、それに絡むことは通過点であると、今は位置づけて思っけておりますので、今後のこの当市における雪の利用の何事かが生まれぬ限り、今やっけていることはあまり意味がないということになってしまますので、頑張らせてもらいたと思います。

チェーン規制については、後で担当課のほうからあると思っけていますが、先般、非常に国交省や新潟地方整備局——北陸管内ですね、整備局等にも、長岡国道事務所も含めて、我々の要望活動の中で、このチェーンの規制が非常にホットな話題で出てまいりまして、通常の道等に対する予算の要望のほかに、このこと議論、それから我々の現地の思いというのをかなり強く、議員も参加されておりましたが、1回は参加されていると思っけています。そういうところでも話をしめて、今後我々からのそういう当該する我々の思いというのを、国会の中央の本庁のほうにも要望活動をさせてもらいたということで、私どもは選出の議員とか、こちらからの国会議員の皆さんとかには、話をさせていたたりしておりますが、まだその日程等が決まってきたわけではございません。私のほうで話を今させてもらっている程度でありますけれども、これは非常に関心をもっけて取り組みたいと思っけております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ことしの春除雪につきましては、実績で6,100万円ほどかかっけております。昨年が1億3,000万円という多額な費用がかかっけておりますが、ことしは6,100万円程度費用がかかっけております。

あと、チェーン規制の関係ですけれども、新聞報道があつたその日に、長岡国道へ問い合わせたところ、具体的な箇所ですとか、そういう情報はまだ長岡国道事務所も捉えていないということでした。また情報があり次第分析をしめていきたいと思っけております。

それから大型トレーラー等の件ですけれども、実はきのう長岡で雪の関係のシンポジウムがありまして、参議院議員の佐藤信秋先生も来られておつたのですが、その中でトラック協会の副会長も来ておりました。そんな中で大型車のチェーン規制という話は当然出てくるのですが、国交省、国にはチェーンの脱着場の整備もきちんとしてほしいという話も出ておりましたので、そういう部分もまたこれから検討する必要があるのだらうと思っけております。

市の除雪費に対して、そのチェーン規制の部分では特に市道除雪ということですので、含まれてはおりません。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 牧野議員の言われるとおり、市長がこれだけ雪の活用ということをおっしゃっております。教育部でも決して聞き流しているわけではありません。2点について追求しております。まずは今回の冷房についてであります。うちの技術屋と市長が安塚まで行って、雪冷房についての実態を見てまいりました。できれば地域振興局でもやっていますように、雪冷房というのについては追求してみましたが、我々は今回、既存の校舎を活用して、国がこれだけ単年度で急いで冷房というふうに言った場合、やむなく既存の電気冷房という方式で、当初4年計画だったのを1年でやらなければ補助金が見つからないよということだったので、この短期間にやる方向へ方向転換をしました。今後、長いスパンで新たに建物を建ててとなったときには、当然雪室を隣に設置しながら、雪冷房の活用というのはやっていかなければならないというふうに考えております。

2点目であります。やはりご指摘の給食センターの食材についても、そのとおりだというふうに思っております。例えばリンゴなんか雪の中に入れるととても甘く、違う感じで食べられるということについては、かなり研究してきているのですが、残念ながらその食材の供給の学校給食会とのあり方が、なかなか我々が食材を手配するときに、そういう融通性をもって、大量に最初を買いためて雪室を活用するということに至っていませんので、なかなかできませんけれども、その部分についても、やはり大量に早めにメニューを決めて、早めにストックできないかということをお考えしてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○議 長 質疑の途中ですが、昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。

[午前12時01分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時15分]

○議 長 質疑を続行いたします。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 23ページの上から2段目の枠、保健衛生対策費一般経費についてお伺いをしたいと思います。いわゆる米ねっとの更新費ということでございますが、米ねっについては、病院や診療所の先生方が使い勝手がよく、先生方から多く使ってもらうことによって内容も充実をしていくということになるかと思っております。この更新の中に1つは、これまで実績を積み重ねた中で、例えば使い勝手の改善といいますか、先生方からいろいろな意見が出た中でソフト部分の改善等も例えば入っているのか、行われてきているのか。その点をぜひ1点お聞きしたいと思います。

それから、事業費の関係ですけれども、恐らく県が主体となって補助事業なんかの活用でこの事業をやっていると思うのですけれども、今回の更新はソフト、ハード両面にわたるのか、例えばハード部分のみの更新という形になるのか。特にハード部分については、

恐らく電子機器ですので、大体5年前後で更新が今後も続いていくと思うのですが、今回どういう補助事業をお使いになって、また今後、補助事業等、将来の更新に向かってうまく見込みが立つのかどうなのか。ここは、今すぐずっとこの次はこの事業ですということにはならないかと思いますが、その辺についても少しお聞かせをいただきたいと思います。

それから今回、病院事業の補正はないようではありますが、それぞれの病院ですとか、また開業医の先生方、これらのご負担が更新によってあるのかないのか。なかなか特に開業医の先生方、毎月の負担も維持費も含めて更新時にまたかなりかかるとなると、今後の活用にもちょっと問題が出てくるような気もいたしますので、その辺についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○福祉保健部長 今ほどの関係でございますが、米ねっとなつきましては、平成26年に1期目の設置を行いまして、今回その5年間が経過した後の更新のための経費でございます。これにつきまして、今のシステムを維持するのか、新しいシステムに変更にするのかというところで協議をした結果、経費的にも新しいシステムを導入するほうが安価に収まるということになりまして、新規に更新事業として入れることになりました。その中では、地域医療介護総合確保基金という補助事業を活用して行うこととしまして、補助率は国、県の補助が75%、地元が25%となっております。

なお、この基金を入れるに当たっての条件としまして、医療と介護の連携を図ることが設置の条件となっております。私どものほうとしましても、医療機関と介護機関、また、今までも薬局等の連携はとれていましたが、介護と連携することによりまして、地域包括ケアシステムの推進にも非常に役に立つというふうを考えまして、3市2町において協議の中でこのシステムの導入というものを決定したところでございます。

地元25%の経費負担の部分につきまして、どういった負担割合で進めるかというところの話になりまして、今現在入っている医療機関、薬局への負担は求めず、行政のほうでこの部分の地元負担25%を負担していこうということで、調整を行って負担割合を決定したというところになります。

ハード部分とソフト部分の経費ということですが、今回の経費につきましては、システムの更新でございますので、基本的にはハード部分の整備ということになります。その後の運営部分につきましては、今現在、協議会のほうを通じまして調整をしているところでございます。以上です。

○議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 開業医の先生方のご負担はないということで安心したのですが、介護との連携ということになりますと、例えば今後、連携を見越したソフトの更新といいますか、バージョンアップといいますか、そういったものが出てくるということでしょうか。それともソフトは今までのままで、機械的な部分じゃないところで連携を図れば補助事業の対象になっていくというふうなことになるわけでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 介護の部分に関しましては、新たな介護支援のソフトを今回の更新の中で導入することになっております。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2点ほどお聞かせください。25ページの土地改良事業費の中で、濁水による消パイの電気料ということですが、どれだけの成果があったのか。どれぐらいの田んぼがこれで助かったというか、そういうものがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、29ページのエアコン設置ですが、答弁だけで市長からもあったのですが、夏休みの検討という中で、温度は多分はかかっていると思うので、どういう時期がどういふふうになくなってきているかというか、大分6月とかのほうはかなり今は暑いような時期が続いているのかなというふうな感じはしています。電気料何かの問題もありますし、いろいろな問題もあるので、やはりそういう夏休みということの考え方も考えていったほうがやはりいいんじゃないかなと思います。

夏休みをインターネットで引きますと、暑いから休みをやるか、課外授業、家庭授業、また、先生方の学習の時間ということで夏休みの意味があるというようなことが、ネットを調べますと出てきます。けれども、資源の中でも本当に電気があんまり使うのが難しい国の中で、そういうこともいっぱい考えてありますので、例えば温度が何度になったらエアコンをつけるとか、そういうことがもし具体的に考えていく分であれば、今ぐらいから考えていかなくてもいけない時期なのかなというふうに思っていますので、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 濁水対策ではありますが、効果は大変あったというふうな結果であります。対象面積355ヘクタールが今回の濁水事業で該当していた面積ではありますが、全体の6.7%。この中で、過去の濁水対策の指標といいますか、データがほとんどなく、今回のやつを今後生かさなければいけないということで、濁水、消パイ等動いた後にアンケートを実施しました。アンケート結果、100%大変効果があったという回答をいただいております。その中で、やはり市の対応が早かった、見通しをもって対応することができました。市の決断に大変大変ありがたく思います等々、全部紹介したいほどですが、こういう回答をいただいておりますので、効果は絶大だったというふうに思っております。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 今ほどの2点についてであります。当然エアコンをつける温度等については、まだきちんとは決まっていますが、当然、今後決めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の夏休みのことについてです。先ほども議論が出ましたが、過去、南魚沼市では2学期制度ということで、学区再編のとき検討はしてみました。2学期制度も含め夏休みをい

かにうまく切り抜けるかというのは、皆さんの言うとおりでありますから、今後十分検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、1点だけ、逃げではありませんが、新学習指導要領になって学校並びに子供たちが抱える授業数が増えているのですよね。その辺について南魚沼市だけ授業数を減らしていいというわけではなく、結構そのことをシビアに文科省は見てチェックされていますので、その辺も含めて言われることはよくわかりますが、この時期に有効な時期に子供たちが勉強できるように検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 本当に農業の面で市長にお聞きしますけれども、700万円。ちょっと計算したら280俵、1俵2万5,000円ということの直接払いだと280俵ぐらいの予算かなと思っておりますが、非常にもっと多くの考えていた以上、10倍ぐらいの面積が助かったということでもあります。異常気象により、毎年こういうことが、ことしだけじゃなく去年も各地域においてあったと思うのですけれども、やはり対応を早くしていかないと、基幹産業である我々農業も守っていけないのかなというふうな思いがありますので、今後の考え方としても、早急にそういう兆しが見えたときは水を使うような考え方があるのかなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

あと、学校のほうですけれども、検討はここから何か月ですぐできるわけじゃないとは思いますが、かなり全国でのエアコン設置による電気の消費というのは、またすごいものだなというふうに思います。そういう中でやはり自治体ですけれども、県、国と話していろいろなことをやはり模索していくようなことが必要じゃないかと。その第一歩を南魚沼市から発信していければいいかなというふうに思っておりますので、そういうことをまた上にどんどん、教育長から言っていくような考えがあるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 今ほどの渇水の件です。本当はもっと早くからいろいろ話をしていましたので、一日でも早くという思いの中で今回の対応になりました。しかし、先ほどの産業振興部長からの報告のとおり、アンケートを全部私も読みましたが、本当にこれは喜んでもらいました。まずは判断が早く、本当にそれに向かってやったということの評価いただきましたけれども、今後この暑さ対策は必ずあるものというふうに捉えていかなければならないと思っております。その中では当然今回のことが私としては初めての経験で、平成6年だったでしょうか、大きな渇水があったのですけれども、今後はそれが頻発するのではないかと。そういう中では判断がより遅くなることはない。今度はもっと早くということでもあります。

いずれにしても費用もかかってくるわけですけれども、この中で実は後で東北電力さんから話がありまして、なるほどそうだったかと思ったのは、東北電力は電気料があるわけです。このやつは夏は契約を切っています。これについて特段の配慮をしてほしいということで申し入れたのは、南魚沼市だけだったということで、これについては、東北電力さんの上部のほうにも話が伝わり、今後こういうことは検討していかねばならないということで話を

いただき、大変嬉しく思いました。そういうことで、いろいろなところが一緒になってものを考えないと、この今の異常的な気象に起きるであろう、そういうことには対応できないのではないかと。

そして、夏以来、農林水産関係の部署、本庁も含めて、先般は金沢の農林局でありましたけれども、このようなところへ話しに行ったときに、必ず今、話を出させてもらっているのは、これまでのため池というものの考え方をもっと一歩も二歩も前に出て、貯水というか、そういう機能、これらについて特段のものを我々も含めてこれから考えていく必要があるということで、これは本当に意見が一致する部分でありますので、今後そういうことを目指してやっていくべきだろうと思っています。

○議 長 教育長。

○教育長 塩谷議員の言われるとおりであります。先陣を切って検討してまいりたいと思います。今、南魚沼市の状況については、全校に扇風機がついて、なおかつエアコンという二重に設備がありますから、これをどう絡めていったらいいかというのも、南魚沼市の課題であります。その辺も含めて先陣を切って検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1点だけ、前も議場で言いましたけれども、やはりため雪ということで、うちの雪の利活用という問題で、排雪なんかもそうやって持っていけば有効利用できると思いますので、国交省なりまたそういうことでいろいろな補助金を、農林水産省も絡みますけれども、そういった部分でやはりやっていくほうがいいと思いますので、市長から発信するまた考えというものを再度お伺いして。

○議 長 市長。

○市長 まだおぼろげなところもあつたりしますけれども、いろいろなことを——雪を運んでとっておくのか、それともある雪をそのまま今のチップ材等の発想とか、いろいろなことも含めて、やはり今、雪というのが非常に貴重な財産というか、それをまた逆にそういうことに取り組むことがこの地域の誇りになるような、そういうことにつながっていけばいいなという思いで、これらいろいろな大変な課題が目の前に出てくるわけですが、これらを別に嘆くことなく、逆に何か果敢に取り組んでいくということが、いろいろなテーマが生まれてくるのではないかなという思いです。一生懸命やらせてもらいたいと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5つほどになります。まず15ページのふるさと応援基金繰入金に関連してでありますけれども、この10月末までで6億1,600万円ほど寄附をいただいたと。このうち基金として積み立てができるのは36%ぐらい、これはかわらないだろうと。11月からは総務省の指示にもありましたので、返礼品率を30%以下に抑えるということでありますので、残った期間については、いよいよこの50%を超えた部分、50%を超えて基金に積み立てができるのではないかと思いますので、そこら辺の試算があつたら教えていただきたい。

それから、19 ページ、同僚議員から出ましたけれども、企画プロモーションの部分であります。昨年の 12 月議会でも雪をためておくと、これが 700 万円ということが予算化をされて実行されたわけでありましてけれども、その中でも雪だるま財団の方をお願いをして有効な雪をためておくという方法については研究をするということもセットであったわけです。その研究の成果が、ことしは 150 万円減額であっても L 字壁を買ったのでその分がなくなりましたというだけなのか。やはりためておくについても、研究をなさったわけですから、私はそういういい結果が出てきたかなというふうに思っていますので、そこら辺の成果ということをお聞きしたい。

もう 1 点は、同僚議員からいろいろ出ましたけれども、南魚沼にお客を呼んでくるということに雪を使うということが最も大切なわけですが、それは平成 31 年度のときにどういう使われ方になるかわからないけれども、そこも含めてやっていくのだという考えが今あるのかどうかをちょっとお聞きをお願いしたい。

それから、23 ページの節水機 800 万円でありますけれども、同僚議員のほうからも質疑がありました。総額 1,800 万円と。239 件を予想しているということでもありますけれども、地盤沈下対策は公害問題に端を発して、これをどうやって解決をしていくかということから始まったわけがあります。節水機器によってどれだけ公害が抑制をされているのかということ、やはり地盤沈下のデータをリアルタイムにお知らせもしていくという姿勢であろうというふうに思っています。なかなか深い部分での地盤沈下のほうのデータをとるについての経費がかかるとか、いろいろあるらしいですけれども、そこら辺が最も大切な部分で、やはり市民の皆様にもリアルタイムに地盤沈下のデータをお知らせするというのがちょっと見えてこないのか、この 800 万円に関連してでありますけれども、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

それから、27 ページの機械除雪の業務委託 1 億円増額でありますけれども、春除雪で 6,100 万円ということを取り崩したもので、その部分の補填というのであったわけですが、今年度は機械除雪路線の見直しということが行われました。結果的に機械除雪費も若干なりとも節約できる方向が出てきたかなと思っています。そこら辺の動きとあわせて、昨年の大雪でのいろいろあったのを見まして、県内でもスマホによって除雪車がどこにいるのかという位置情報を公開しているということがありました。私は何年も前からこれを早く導入しろと言っていたわけですが、スマホを使った部分についての除雪車の移動の具合というところについてまでは考えていなかったような感じがするのですけれども、そこら辺はどうなのかということをお聞きしたいなど。

最後に 29 ページ、小中学校のエアコンでありますけれども、同僚議員からたくさん出ました。総額 4 億 3,000 万円という大変な金額を入れてやるわけですが、問題は機械部品と付帯工事等々があります。各学校によってすき間が多いとかいろいろありますので、そういうところの工事も含めて全て全体を見通して、これで何とか収めたいというところでやられたというふうに思いますけれども、それにしても 1 校当たり小学校では 140 室で 3 億円で

ありますから、一部屋 200 万円を超える金額を導入するというような感じになりますよね。中学校は 45 室で 1 億 2,500 万円ですから、小学校、中学校で状況がかなり違って、やはり機械部品のほかに付帯工事が相当かかる部分もあるなど思っていますので、そこら辺の概算等々を見積もってこういう金額になったというところを教えてください。

○議 長 U&I ときめき課長。

○U&I ときめき課長 ご質問 1 番目についての、試算ではございませんが、5 割以下のものと、3 割以下のものとの差が 20%あるわけではございません。当市の返礼品に関してはばらつきが大変多ございますので、今回 3 割以下にしたからといって、いわゆる 2 割を超えるという状況ではないということをご説明さしあげたいと思います。平均といたしますと約 4 割程度の考え方が今現状の分布になってございますので、約 10%程度の今後の金額については、想定をしております。確実な試算とまではいっておりません。

2 番目につきましては、企画プロモーション事業についてでございます。貯雪が昨年度は 700 万円、ことしは 550 万円ということで、先ほど申し上げました擁壁に関する費用というのはご説明申し上げました。そのほかにも昨年度と比較いたしまして……（何事か叫ぶ者あり）申しわけございません。1 番目ですが、本体、商品に関するものについて 3 割以下にいたしましたので、基金の振り分けは約 4 割程度というふうに想定をしております。

2 番目につきまして、貯雪については 550 万円ということで、昨年度行いまして、雪に色がつくという形での課題がございました。それにつきまして今年度はなるべく白いような状況の部分を増やすというような形での検討をしております。貯雪についてウッドチップの厚み等つくるときの研究が当然ございまして、その効果もありまして、大変残る雪の量が多かったというのが昨年度の一番の成果だと思っております。

2 番目の次の質問でございますが、当然先ほどお話を申し上げましたとおり、庁内一丸となって関係機関とともに雪の事業については検討チームを組織しております。このメンバーでいかに新年度におきまして効果的に情報を発信する、またこちらのほうにも来ていただく、そういうことにつなげるための検討は現在も行っているところでございます。以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 降雪検知器に係りますリアルタイムの件でございますけれども、我々の市の環境交通課にモニターがございまして、これは委員会等で現場を見てもらいまして、我々も市民に周知するには、リアルタイムが一番いいのかなということで、いろいろ検討いたしましたけれども、さまざまな諸事情によりまして、現在リアルタイム公開になっていないということでございます。

当面、今シーズン、平成 29 年シーズンと同様に一日遅れ等々でございますけれども、市のウェブのほうで PDF 化したものをアップして、市民に周知をと考えております。今後また実施計画等につきましても、引き続きですが、リアルタイムについても、担当課のほうからは要求は上げていきたいということで考えております。以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪の削減の件に関しましては、先日の行政区長会の中でもお話をさせていただきました。削減された延長が約 7.5 キロということで報告をさせていただいておりまして、単純に 1 キロメートルですと、1 シーズン平均で 300 万円程度かかっておりますので、例年の雪の降り方ですと大体 2,200 万円程度の削減になるのではないかと予想されます。

それから、スマホの活用の件ですけれども、現在全ての除雪機にスマホを搭載しまして、除雪機の動き、稼働状況を確認しております。これを一般公開となりますと、またシステムの改修等の費用がかかるかと思われまので、ちょっと今現在ではまだ検討はしておりません。以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 エアコンにつきましては、数年前に参考見積もりをとったことがございました。そのほかに八海中学校での実績、それから、現在工事をしている平仮名のおおまき小学校の設計等を参考にしながら、当然キュービクルの増強などをしなければいけないところもありますので、それらを含めて、何とかこれで 4 億 3,000 万円でいけるだろうということで、算出をさせていただきました。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず最初のほうについては、返礼品率を 3 割に抑えても、基金に積むのは 4 割ぐらいということだと、4%でしかないですね。もう少しくのかなと思いましたがけれども、この辺はよくわからない部分でありました。

それから、貯雪の研究のほうですけれども、チップの厚みであったり、チップのつくり方であったりという部分での研究成果が出たということではありますが、この辺については、多分雪だるま財団の方たちは相当持っていたものであって、別にこれで研究してみたからどうだったというわけではないような感じもしたので、もっと新しい、いい成果が出てきたのかなんて思っています。要はブルで集めるのではなくて、ロータリーでもってそこにため込んで、シャーベット状のやつをどんどん積んでいくと、そういうところが効果があるというふうな研究が多分ここに出てくるのかなと思ったのですけれども、出てこなかったのが残念だったなと思います。

それから、地下水のほうのリアルタイムの部分でありますけれども、やはり節水機器をどんどん導入したからといっても、機器がどんどん出ていくということになれば、新規であったり洗浄であったりというところで、要はその地下からくみ上げる量が、はっきり言ってどんどん増えていくわけです。しかも、集中になってくる。そうした場合にどうなのかというところが、昨年もありましたけれども、注意報を出したり警報を出したりすることについては、絶対リアルタイムが必要なんです。市民の方にも節水を何とかお願いすると。こういうのをつけても——意見を言って申しわけないけれども、こういうのをつけても雪がもかもか降れば、結局自動ではなくて手動にしてどんどん出すのですよ、人間的には。だから、そこら辺を抑えることはできないわけですから、そのためにも、やはり今こういうふうでいますというリアルタイムの情報が絶対必要なので、これは財政課かなと思いますけれども、これ

以上は申しません。

除雪路線としては7.5キロということで2,200万円ぐらいの削減であったということでありましたけれども、問題はスマホのほうですね。除雪車がどこにいるかということは、非常に安心なんですよ。早出、残業が多いということで働き方が変わってきているので、いつになったら除雪機が来るのかなということが非常に大切になってくるので、ここは機械除雪費の委託費でしかありませんけれども、当然研究を進めていってもらいたいと思っております。

それから、エアコンについては、各学校のほうで市がよく鑑みて、これ以上のお金がかからないだろうということでやられたそうでありますから、あとは維持云々については、今度は当初予算の話になりますので、そのときはまたお聞きをしたいと思います。終わります。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 今の寺口議員の発言は総括したというような格好ですので、冒頭に申しましたとおり、そういう発言は気をつけていただきたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第83号議案 平成30年度一般会計補正予算に反対の立場で討論に参加いたします。

私は、この企画プロモーション事業であります。初年度は2,200万円で、2年度は先ほどの答弁ではほぼ同額でありましょう。3年度は増額もという答弁でありました。また、オリンピックは中間地点の位置づけとも答弁がありました。事業は続くようであります。初年度終わっての総括、また、今回の2年度の準備をするに当たって貯雪事業が盛られました。NHK、朝日新聞等の全国版で取り上げられ、オリパラ組織委員会、民間テーマパークから問い合わせがあると。事業推進に一定のめどが立ったと言っておられます。

私はこういった発信ができたとしても果たして何が残るのか疑問であります。産業興しに結びつけるなら、はっきりした返答がありませんでしたが、民間の取り組みがベターではないかと考えました。百歩譲って行政が取り組むとしたら、市単独事業でやる事業とは思いません。少なくとも隣接する自治体を巻き込んで、そうした事業でなければならないと考えました。2市1町定住自立圏構想などと取り組んでおるわけではありますが、それらの中で協議し、いろいろの事業化あるいは取捨選択ができるなら、いまして少し重みのある事業となるのではないのでしょうか。

以前にも申し上げましたが、「地域再生の失敗学」という本の中で、投資回収できない事業は地域にとってはマイナスで、やればやるほど財政支出が増加し、民間の経済力は拡大する

こともなく結局は衰退をすると、厳しい言葉があります。地域に来るお金を増やし、出ていくお金を減らす。地域再生のためには経済の再生が必要であるということでもあります。

先般、新潟日報で報じられておりますが、県は2017年度決算の概要を公表しました。南魚沼市は財政の硬直化を示す経常収支比率は95%で、高いほうから7番目であります。財政再建と暮らし応援優先の市政運営が望まれると思います。

以上の理由で、私はこの予算、特に企画プロモーション事業については、前年度と同じく反対の立場を表明して反対討論といたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第83号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算第7号について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今ほど議員がおっしゃった雪の活用ですけれども、非常にことしは成果が出たものだなと。何もわからないままやった中では、非常にいい成果が出ているものだと私は思っています。国からもいろいろ連絡が来ているそうですし、ほかの全国的な目にもとまって連絡が来ている。雪フォーラムでも単独市だけじゃなく、いろいろ北海道から雪の降る県からもそういう話も聞いているというふうに、私は理解しております。

それと、今、反対者が申したように、1点で反対するのであれば、前も申しましたけれども、修正案を出すべきであって、今回エアコンのほうは陳情には全部賛成しているわけですよ。でも、ここで今、全体的に否決すれば、そういうことも全部否決することになってしまいますけれども、本当に反対者はその辺を理解してやっているのかどうか、私にはちょっと理解できません。そのときは全員一致で賛成だったと思います。

今回はそういう予算も盛られている中で、この一般会計の補正については、絶対にこれは全議員が賛成で向かっていくべきものだと私は思っています。やるのであれば、一部修正をかけてやるべきだと思っておりますし、そういう中でこの補正は、当市にとっては大きな補正の予算だと思っておりますので、全会一致での賛成をお願いし、私の賛成の討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第83号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号)、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 84 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 84 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、介護保険課の人事異動などに伴う総務管理費、介護認定審査会費及び地域支援事業費の人件費の増、介護認定審査に係る湯沢町の過年度負担金精算による増、介護サービス費などの事業量見込みによる増などを計上するものであります。

歳出では、総務費の総務管理費、介護認定審査会費を合わせて 98 万円、保険給付費では、各種サービスの増により 1,960 万円を、地域支援事業費では、人件費を主なものとし 757 万円をそれぞれ増額するものであります。

歳入では、介護認定審査に係る過年度湯沢町委託負担金精算による増のほか、歳出で増額となりました、保険給付費及び地域支援事業費の財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれルールに基づく負担割合により増額するものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 2,856 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 66 億 2,144 万 1,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 84 号議案 介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書で説明いたしますので、議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、最初の表、2 款 1 項 1 目認定審査会負担金は、介護認定審査に係る事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金のうち、平成 29 年度分を実績精算により 6 万円増額するものです。

2 番目の表、4 款 1 項 1 目介護給付費負担金の 391 万円は、歳出の 2 款保険給付費の増額分 1,960 万円に負担率 20%を乗じて得た額でございます。

下の表、4 款 2 項国庫補助金、最初の段、1 目調整交付金 117 万円は、歳出の 2 款保険給付費の増額分 1,960 万円に現年の調整率 6%を乗じて得た額です。下の段、3 目地域支援事業交付金の 285 万円は、包括的支援事業任意事業費の対象経費 741 万円に負担率 38.5%を乗じて得た額です。

次の表、5 款 1 項支払基金交付、最初の段、1 目介護給付費交付金の 529 万円は、歳出の 2 款保険給付費の増額分 1,960 万円に負担率 27%を乗じて得たものでございます。

最後の表、6 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金の 244 万円は、歳出の増額分 1,960 万円に負担率 12.5%を乗じて得た額でございます。

次のページ、10、11 ページをお願いいたします。最初の表、6 款 2 項県補助金、2 目地域

支援事業交付金の 142 万円は、包括的支援事業、任意事業費の対象経費 741 万円に負担率 19.25%を乗じて得た額です。

下の表、8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金の 244 万円は、歳出の 2 款保険給付費の増額分に負担率 12.5%を乗じた市負担分の額でございます。中ほど 3 目地域支援事業繰入金の包括的支援事業任意事業費は、対象経費 741 万円に負担率 19.25%を乗じて得た額 142 万円です。次の 4 目その他一般会計繰入金は、人件費繰入金で給料、手当等の増の見込みによる 99 万円の増と、事務費繰入金では、社会保険共済費の増を計上するものです。

最後の表、8 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 644 万円は、歳出で増額となりました介護サービス費のうち、国県等の負担金・交付金等で措置される残りの額、財源の不足する分について基金を取り崩して補填するものでございます。これにより、介護給付費準備基金の残額は 3 億 1,800 万円となります。以上が、歳入の内容でございます。

12、13 ページをお願いいたします。歳出でございます。最初の表、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、4 月の人事異動に伴う職員給与費の調整を行ったもので 85 万円の増、次の表、1 款 3 項介護認定審査会費は、介護認定審査会及び認定調査に係る臨時職員の共済費を増額計上するものです。

次の表、2 款 1 項 1 目介護サービス諸費でございます。最初の丸、居宅介護福祉用具購入費の 93 万円は、支給対象件数の増に伴う増額でございます。次の丸、居宅介護住宅改修費の 278 万円は、支給対象件数が月平均で 3 件ほど増えていることによる増額でございます。

一番下の表、2 款 2 項 1 目介護予防サービス諸費、説明欄の丸、介護予防サービス給付費の 898 万円は、介護予防短期入所生活介護の利用件数の増と、介護予防特定施設入居者生活介護の定員が 3 名増になったことに伴い、利用件数の増が見込めることからの増額でございます。

次のページ、14、15 ページをお願いいたします。最初の表、2 款 5 項 1 目特定入所者介護サービス等費、説明欄の丸、特定入所者介護サービス費の 693 万円は、所得の判定方法の改正があり、所得区分第 2 段階から第 3 段階に移行する人が増え、全体では給付費が下がると見込んでおりましたが、前年並みに推移していることからの増額でございます。

次の表、3 款 3 項包括的支援事業・任意事業費、最初の段、1 目総合相談事業費の説明欄の 85 万円は、人事異動に伴う人件費の増額です。次の段、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の説明欄の 849 万円は、包括支援センターの人事異動に伴う人件費の増額計上でございます。次の段、6 目在宅医療・介護連携推進事業費の 179 万円は、包括支援班の正職員を増員したことにより、臨時職員の雇用を取りやめたことによる減額になります。

次の表、3 款 4 項 1 目高額介護予防サービス等相当事業費、説明欄の丸、2 万円は実績による見込みを増額するものでございます。

めくっていただきまして、16、17 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、説明欄の丸、41 万円は、事業費の実績見込みにより財源調整し準備基金積立金に増額計上するものでございます。歳出の内容は以上でございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の詳細説明といたします。よろしくお願いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 84 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 85 号議案 南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 85 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に交付金の追加内示による事業費などを追加するものであります。歳出では、総務費に企業会計移行にかかる最終業務であります、固定資産台帳とGIS地理情報システムとの連携統合経費として 213 万円を計上いたしました。下水道事業費では一部予算の組み替えのほか、農業集落排水中之島地区の流域再編統合事業、処理施設広域化検討事業及び雨水幹線排水路改修事業への交付金追加内示分として 2 億 3,300 万円を追加いたしました。

歳入では、国庫補助金に当初予算計上額から既に交付金の内示によりまして減額となった額と今回追加となった内示額の差額分であります 2,570 万円を追加いたしました。市債には、当初予算計上事務費からの増額分と今回追加となった内示分の差し引きである 2 億 300 万円を追加いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算に 2 億 3,513 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 55 億 4,296 万円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 85 号議案 南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 86 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 続きます。第 86 号議案であります。平成 30 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総務副大臣通知によります繰入基準の改定に基づきまして、高料金対策繰入金を減額するほか、人件費の過不足の調整分としまして所要額を計上するものであります。

初めに収益的収支についてであります。収入では、一般会計からの高料金対策繰入金を 1,960 万円減額いたしました。支出では、4 月の人事異動及び人事院勧告による人件費の過不足調整額として 179 万円を減額いたしました。

次に資本的収支についてであります。支出では、人事異動及び人事院勧告による人件費の不足額 360 万円を追加いたしました。これによりまして、資本的収支において収入が支出に対して不足する額 10 億 8,878 万 6,000 円を 10 億 9,238 万 9,000 円に改めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 高料金対策の繰入金でありますけれども、原価ですかね、立米 270 円というのが 1 つのラインであったわけですがけれども、そのラインが上がったり下がったりしたということで、これだけ国の交付金が減ったというふうに理解をするものなのか、そこら辺はもうちょっと説明をいただきたい。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 今回の高料金の変更につきましては、給水原価ではなくて資本費が変更したということによるものでございまして、平成 29 年度の資本費の基準値が 144 円であったものが、今年度、平成 30 年 4 月の改定によりまして 144 円から 148 円に引き上げられたと

いうことによる 1,960 万円の減額でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 87 号議案 南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 87 号議案 南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この第 87 号議案及び第 88 号議案につきましては、南魚沼市の下水道事業が平成 31 年 4 月 1 日より地方公営企業法の全部を適用し公営企業会計に移行することから、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案の説明の前に、第 87 号議案及び第 88 号議案に共通する地方公営企業法の全部適用により変更となる事項についてご説明申し上げます。2 点でございますが、1 点目でございますが、事業管理者を置かず「市長」につきましては、「管理者の権限を行う市長」とするものでございます。2 点目でございますが、現在の市長部局の企業部を廃止し、公営企業の上下水道部を置くものでございます。

それでは、第 87 号議案についてご説明申し上げます。この議案につきましては、南魚沼市水道事業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の全部を改正するものでございまして、条例の題名を南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例といたします。改正前の条例では詳細の規定は全くございまして、給与の種類、給与の額、支給方法、その他につきましては、市職員の例によるというふうにしておりましたが、病院事業の条例では詳細な規定となっておりますので、この病院事業の条例に倣い、上下水道部の職員に該当しない部分を除き、全く同じ内容で改正するものでございます。

条例でございますが、第 1 条で趣旨、第 2 条で給与の種類、第 3 条で給料表、第 4 条から第 18 条までで職員手当について定めております。第 19 条以降、第 25 条までは、病院事業の条例と全く同じ内容で規定をしておるところでございます。基本的に市長部局の職員の給与

に関する条例に準じた内容となっております。

附則でございますが、本条例につきましては、平成 31 年 4 月 1 日より施行したいとしますのでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 南魚沼市上下水道部職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 88 号議案 南魚沼市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 88 号議案でございます。南魚沼市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備についてご説明申し上げます。

第 88 号議案につきましては、下水道事業の地方公営企業法の全適に伴いまして、関係する 18 本の条例について一部改正をするとともに、2 本の条例を廃止したいものでございます。この条例の改正文中、改正前、市長と表記されているものについては、「改正後」、「管理者の権限を行う市長」とし、もう 1 点でございますが、改正前、市長が定める規則につきましては、改正後、管理者が定める「規程」というふうに改正をするものでございますが、この 2 点につきましては、非常に多く改正が出てきますので、この分についての説明は省略をさせていただきますと思います。

それでは、新旧対照表で順次ご説明申し上げたいと思います。初めに 13 ページをごらんいただきたいと思います。13 ページの第 1 条でございますが、南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。初めに条例の題名を、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例とするものでございます。

次に第 1 条 2 項でございますが、新たに下水道事業の設置について規定をしているもので

ございます。第2条でございますが、下水道事業に地方公営企業法を全部適用とする規定でございます。第3条では、第1項で水道事業を上下水道事業に改め、第2項では、水道事業の概要を別表第1とし、第3項で、下水道事業の概要を別表第2とするものでございます。第4条でございますが、地方公営企業法の規定に基づき上下水道事業に管理者を置かず、管理者は管理者の権限を行う市長とし、その事務を処理するため上下水道部を置くとするものでございます。

12 ページをごらんいただきたいと思います。改正前の第4条でございますが、上水道と簡易水道を通じて一会計とする旨を規定しておりましたが、改正後は一事業に一会計とするため、条例で定める必要がなく削除するものでございます。第5条から第8条につきましては、いずれも水道事業を「上下水道事業」に改めるものでございます。

13 ページであります。別表第1では、字句の整理でございます。別表第2につきましては、新たに下水道事業の概要について規定をするものでございます。

同じく13 ページでございますが、第2条、南魚沼市水道事業審議委員会条例の一部改正でございます。改正後は、下水道事業についてもあわせて審議をする「上下水道審議委員会」と改めるものでございます。

同じく13 ページであります。第3条南魚沼市水道給水条例の一部改正でございます。14 ページをお開きいただきたいと思います。14 ページの第2条でございますが、給水区域について引用条例名及び引用条項を改め、第5条では、水道事業の管理者を「管理者の権限を行う市長」と改めるものでございます。第4条であります。南魚沼市水道事業分担金徴収条例の一部改正でございます。第2条中、分担金を徴収する事業について、引用条例及び引用条項を改め、水道事業管理者を「管理者の権限を行う市長」に改めるものでございます。

15 ページであります。南魚沼市下水道条例の一部改正でございます。まず初めに目次の第3章、5章、6章の括弧内の条項を改正により記載のとおり改めます。第2条第1号では、現行条例で下水の定義を汚水としておりますが、これを下水道法の規定に合わせ、雨水と汚水を総称し「下水」とする改正でございます。同条第2号では、汚水、第6号では流域下水道、第9号で特定施設の定義を新たに定め、第10号では下水道法の改正により一部引用条項を削除するものでございます。

18 ページをごらんいただきたいと思います。第7条の2につきましては、次のページの第9条と見出しが除外施設の設置等で同じでございますが、この第7条の2につきましては、下水道施設への流入において損傷を与える恐れのある汚水についての規定ということになっております。同じ除外施設の設置等の規定でございますが、第9条につきましては、放流水の水質を基準に適合させることが困難となる恐れのある汚水についての規定となっております。

同じく18 ページから19 ページについてですが、第8条の第3項であります。特定事業場からの排水基準の例外として規定をするものでございます。第9条については、今ほど説明をしたとおりでございます。

21 ページであります。第 17 条であります。下水道法には悪質下水という規定はございません。内容的には、本条例第 7 条の 2、第 9 条及び第 10 条で補完できることから削除をしたいものでございます。

22 ページでございます。22 ページの第 18 条でございますが、第 18 条につきましては、下水道法改正による引用条項の改正でございます。第 21 条につきましては、給水装置の共同使用の例でございますが、実際には給水装置の共同使用の実例はないということから、認定水量に関する表記部分を削除するものでございます。

24 ページであります。24 ページの第 28 条でございますが、下水道施設の管理上必要がある場合の改善命令についての規定を追加するものでございます。

25 ページであります。第 31 条の第 2 項、第 5 号・第 6 号については、雨水排水路の占用物件についての占用料免除の規定を追加し、第 3 条では改正前の道路占用料徴収条例を準用して占用料を徴収している実例がなく、雨水幹線排水路の占用料につきましては、公共物管理条例を準用している実態を踏まえ改めるものでございます。

26 ページをお開きいただきたいと思っております。第 36 条であります。水道料金とあわせて督促状を発する場合につきましては、下水道分の 100 円の手数料は徴収しない旨の規定を追加するものでございます。同じく 26 ページから 29 ページであります。第 38 条及び第 39 条につきましては、改正による条ずれ、項ずれにより引用条項を改めるものでございます。

28 ページであります。第 6 条、南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。29 ページであります。第 7 条であります。排水設備の新設等の工事につきましては、下水道条例の 7 条に定める指定工事店であることを要件とする内容でございます。

30 ページであります。第 12 条の第 1 項につきましては、下水道条例と同様、除外施設の設置についての規定でございます。第 16 条につきましては、条文中の表記の整理をするものでございます。

31 ページをごらんいただきたいと思っております。31 ページの第 21 条でございます。下水道接続申請者自身が公共ます等を設置し接続する行為について、下水道条例の規定を準用するとした規定でございます。第 22 条につきましては、施設及び敷地等の占用行為において、占用料や原状回復について下水道条例の規定を準用するとしたものでございます。続きまして、第 23 条でございます。見出し及び条文中の表記を整理するもので、使用料を「使用料又は占用料」とするものでございます。

32 ページであります。第 24 条でございます。先ほど下水道条例で説明したことと同様でございます。水道料金とあわせて督促状を発する場合については、100 円の手数料を徴収しないとする規定でございます。

33 ページであります。第 7 条、南魚沼市浄化槽条例の一部改正についてでございます。35 ページをお開きいただきたいとございます。35 ページの第 11 条でございます。11 条につきましては、排水設備の新設等工事について下水道条例の 7 条に定める指定工事店であることを要件とするものでございます。

37 ページでございますが、第 25 条であります、下水道条例 36 条と同じ規定で水道料金とあわせて督促所を発する場合については、100 円の手数料を徴収しないとする規定でございます。

38 ページをごらんいただきたいと思ひます。38 ページであります、第 8 条、南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございます。38 ページの第 4 条、それから 40 ページの第 10 条につきましては、字句を整理するもの、それから第 12 条につきましては、改正による条ずれにより引用条項を改正するものでございます。

40 ページをごらんいただきたいと思ひます。第 9 条でございますが、南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正でございます。

42 ページでございますが、第 11 条でございます。下水道条例の改正による条ずれにより引用条項を改正するものでございます。

43 ページであります。43 ページの第 10 条、南魚沼市浄化槽分担金条例の一部改正でございますが、一番最初に説明したとおり、市長を管理者、規則を規定とするものだけでございますので、説明は省略をいたします。

44 ページでございます。第 11 条、南魚沼市ディスポージャー設置条例の一部改正でございます。第 1 条につきましては、ディスポージャーに関する条例中の表記を整理するための改正でございます。第 3 条第 1 項でございますが、設置要件の例外として規定をするものでございます。

45 ページでございます。第 10 条でございますが、ディスポージャー使用者の遵守事項としまして、ディスポージャー本体及び排水処理装置の適切な維持管理について規定をするものでございます。

46 ページでございます。46 ページの第 14 条でございますが、公営企業でありますので、管理者が規定で定めるといふふうにするものでございます。

46 ページから 47 ページにかけてでございますが、第 12 条、南魚沼市情報公開条例の一部改正でございます。第 2 条中、市長を「市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む）」に改め、水道事業管理者を削除するものでございます。

第 13 条でございます。南魚沼市職員定数条例の一部改正でございます。第 6 条中、市長部局の職員で公営企業の事務に従事させる職員を併任職員とし、この併任職員を定数外とするため、「及び併任職員」を追加するものでございます。別表中、市長部局の職員 550 人を 538 人とし、水道事業部局の職員 22 人を上下水道事業部局の職員 30 人に、計 1,088 人を 1,084 人とするものでございます。

47 ページの一番下であります、第 14 条関係、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正であります。別表の第 2 中、水道事業審議委員会委員を「上下水道審議委員会委員」とするものでございます。

第 15 条であります。南魚沼市特別会計条例の一部改正でございます。地方公営企業法の全部適用となることから、条文中の下水道特別会計に関する表記を削除するものでございます。

49 ページであります。第 16 条、南魚沼市個人情報保護条例の一部改正でございます。第 2 条中、市長を「市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む）」に改め、水道事業管理者を削除するものでございます。

同じく 49 ページであります。第 17 条です。南魚沼市部制条例の一部改正でございます。条文中、市長の権限に属する事務から企業部に関する表記部分を削除するものでございます。

50 ページであります。第 18 条、南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正でございます。第 2 条中、改正前、水道事業部局を「消防事務部局、上下水道事業部局」に改めるものでございます。

以上、18 本の条例の一部改正について新旧対照表での説明は以上でございます。

議案の 10 ページをごらんいただきたいと思っております。第 19 条であります。南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び南魚沼市都市下水路管理条例の廃止でございます。第 1 号では、事業管理者を置かないこととしていることから、南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例を廃止したいものでございます。第 2 号では、下水道条例の一部改正の中で下水の定義を雨水または汚水としており、従前の都市下水路につきましては、全て公共下水道の雨水幹線排水路として、事業を実施、または維持管理をしていることから、重複を避ける意味で廃止したいものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としたいものでございます。以下、2 項から 4 項までは、それぞれの経過措置でございますが、第 3 項を見ていただきたいと思っておりますが、第 3 項では、平成 30 年度につきましては、3 月 31 日で決算を打ち切るとし、下水道会計に属する資産、債権債務及び歳計剰余金については、全て下水道事業会計に引き継ぐとするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 19 ページの公共下水道の仕様の第 8 条の 3、特定事業場から排除する汚水で（1）、（2）ということで、第 1 号、第 6 号、第 7 号と第 2 号から第 5 号とかに分けて書いてあるわけですが、ちょっとこの違いがよくわからない。それから、ディスプレイで 44 ページ、ディスプレイ設置条例の第 3 条。ディスプレイは一般家庭用ということであったのですが、今回加えられた 3 つの部分でありますね。今まではこういう表記というのはなかったのでありますけれども、今までもこれでなくても一般家庭用、全部やっていたのですが、これを加えることによってどういうところに広がっていくのかなというところをちょっと聞かせてもらいたい。

49 ページの上下水道審議委員会委員の費用弁償ですが、今度あれですかね、水道事業審議委員会委員とあわせて上下ですから、一般的に上水道、下水道、あわせて兼職じゃないのですが、1 人でやっていただくというそういう考え方ですか。

それから最後の 50 ページですが、消防局事務局、上下水道事務部局ということで、

今まで消防事務部局というのはなかったのですけれども、これはこのままで、自己啓発についての休業の部分でありますけれども、これを適用しないでずっと来たということなのか、あるいはこれは上位法じゃないのですけれども、それにあわせて入れなければならないということで今回入れたのか。以上、お伺いしたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず初めに、19 ページであります。第8条の3項でございますが、これにつきましては下水道法の規定に合わせたということで、この2号の内容について追加をしているものでございます。2号といいますか、1号、2号ということで、修正をしているものでございます。

それから、44 ページのディスポーザー条例の第3条のことだろうと思いますが、この1号、2号、3号を加えることによってというようなことですが、これについては、悪質な汚水を排出する恐れがない事業所の事務所だとかそういったところは、当然のことながら一般家庭と同じというような扱いでディスポーザーの設置ができるということが見込まれるところでございます。

それから、49 ページであります。49 ページの個人情報の保護条例の関係でございますけれども、この条例についてちょっとどういう内容だったか忘れちゃったのですが、後ほどまたお答えしたいと思います。

最後に 50 ページであります。消防事業部局ということでもありますけれども、当然のことながら、この中に本来含めておかなければいけなかったものが含めてなかったということで、今回こういうふうな表現にしたものでございます。

49 ページについては、どういうご質問だったのでしょうか。ちょっと申しわけありません…（「審議委員は上下水道になるので、お1人で上下水道、両方の審議委員をやるのか。兼職なのかどうなのか」と叫ぶ者あり）はい、済みませんでした。審議委員会自体は、今度は上水道事業と下水道事業の2つの事業をあわせて審議する委員会となりますので、当然のことながら、1人の委員さんが両方の事業について審議をいただくということになります。以上でございます。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ディスポーザーの部分ですけれども、今までは一般家庭用だけということで、公共に流してもいいですよという話だったのを、今回こうやって条例を改めることによって事業所も場合によっては可能であるということですが、要はその事業者さんの内容ですよね。内容を今度はどうやって調べるというわけじゃないのですけれども、調査するのが非常に大事な部分になってくるかなと思います。それについては別に規定はないのですけれども、担当職員が行ってみるのか、あるいはディスポーザーのメーカーさんを入れてやるのかということですが、ちょっと運用の仕方としてどうやって調査するのか、ちょっと読めない部分があるので、そこを説明願いたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 ディスポーザーの関係でございますが、当然のことながらディスポーザーを設置しようとする場合については申請が上がってまいります。その申請の段階で、排出をする下水の内容だとか水質だとか、そういったものについてはきちんと聞き取りをして把握しておきたいというふうに思っております。必要であれば管理規制の中で、その辺のところはきちんと定めておきたいというふうに考えております。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、今までの下水道課の職員がこれをやるというふうに考えていいわけですね。今度は局になりますけれども。

○議 長 企業部長。

○企業部長 そのとおりだと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案 南魚沼市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 89 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 89 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、平成 30 年 8 月 10 日の人事院の給与勧告等に基づくものでございます。当市は人事委員会を置いていないことから、従来、国準拠により給与改定等を行ってきたもので、今回の給与改定勧告により職員の給料表と所要の改正のため、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正を行いたいものでございます。

人事院におきましては、民間企業との比較で本年 4 月分の月例給で 0.16%、655 円、期末勤勉手当は直近 1 年間の支給実績の比較により、支給月数で 0.06 月民間が上回っていることから、俸給表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

改定の主な内容といたしましては、初任給を 1,500 円引き上げ、若年層についても 1,000 円程度の改定で、その他はそれぞれ 400 円の引き上げを基本とし、平均改定率を 0.2%とするものでございます。期末勤勉手当は 0.05 月分の引き上げとし、民間の支給状況等を踏まえ勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。月例給につきましては、本年 4 月への遡及としており、引き上げ対象者は 941 人、引き上げ総額は約 798 万円となります。期末勤勉手当につきましては、引き上げ対象者 952 人、引き上げ総額は約 1,806 万円となり、全職員数で平均いたしますと、1 人当たり年額約 2 万 6,800 円の増額見込みでございます。

それでは、議案に沿って説明をさせていただきます。議案 1 ページ、第 1 条は月例給の引き上げに係る別表第 1 の改正規定でございます。新旧対照表の 27 ページをお願いいたします。27 ページ、第 1 条関係の別表第 1 の (1) 行政職給料表 (1) では、大卒初任給であります。28 ページの 1 級 25 号給をお願いいたします。中段よりやや上になってございます。1 級 25 号給を比較いたしますと、17 万 9,200 円が 18 万 700 円と 1,500 円の引き上げとなっております。また、本市一般行政職の平均給与付近でございます、同じページの 3 級の 41 号給をお願いいたします。29 万 5,300 円が 29 万 5,800 円と 500 円、0.17%の引き上げでございます。その下の 8 号給下の 3 級 49 号給では、30 万 7,700 円が 30 万 8,100 円と 400 円、0.13%の引き上げとなっております。

めくっていただきまして、31 ページをお願いいたします。31 ページ中段、(2) 行政職給料表 (2) は、技能職員で 1,600 円から 400 円の引き上げとなっております。

めくっていただきまして、35 ページをお願いいたします。35 ページ、一番下でございますが、(3) 公安職給料表は消防士で、1,800 円から 400 円の引き上げ、さらにめくっていただきまして 40 ページをお願いいたします。中段の (4) 医療職給料表 (1) は省略となっておりますが、医師及び歯科医師ですが、独自の給料表のため改定はございません。次の (5) 医療職給料表 (2) は、各種技師、療法士、訓練士などで、行政職給料表 1 と同様な引き上げとなっております。

めくっていただきまして、44 ページをお願いいたします。44 ページ (6) 医療職給料表 (3) は、主に看護師でございますが、1,700 円から 400 円の引き上げで看護師の大卒初任給でございますと、44 ページ、2 級 15 号給を比較いたしますと、21 万 4,900 円から 21 万 6,400 円と 1,500 円の引き上げとなっております。

以上、第 1 条関係の施行期日につきましては、24 ページの附則にありますように、附則第 1 条のただし書きにおいて、平成 30 年 4 月 1 日からの適用としたいものでございます。

続きまして、再び新旧対照表 49 ページをお願いいたします。49 ページの下段でございます。下の表、第 2 条関係は、職員の勤勉手当を引き上げるもので、次のページの 50 ページ、第 16 条の 8、第 2 項は第 1 号で支給率を現行から 100 分の 5 引き上げ、第 2 号で再任用職員の支給率を 100 分の 5 引き上げる改定でございます。

次の第 5 項は、勤勉手当の不支給及び一時差しとめについて、期末手当への規定への読み

かえを規定している給与法第19条の7、第5項の改正に合わせ基準日及び支給日をより限定するよう改定したものでございます。

以上、第2条関係の施行期日につきましては、24ページ、附則第1項のただし書きにより、本年6月期の勤勉手当は既に支給済みのため、引き上げ分を12月期の1回分として平成30年12月1日からの適用としたいものでございます。

続いて、新旧対照表50ページの下の方、第3条関係でございます。期末手当と勤勉手当の支給率を6月と12月に均等に割り振る改定でございます。平成31年度分の改定で第16条の5は、期末手当についてで、第2項は期末手当については、平成30年度までは6月に100分の122.5、12月に100分の137.5、合計で100分の260となっておりますが、これを6月、12月ともに100分の130とするものでございます。第3項は再任用職員の期末手当も同様に6月、12月とも100分の72.5にするものでございます。

51ページ、第16条の8、第2項では、第1号で第2条関係で引き上げました平成30年12月1日適用分の100分の5を半分引き下げ、6月、12月ともに100分の92.5の支給率とするものとし、第2号で再任用職員についても同様に、6月と12月に100分の45の支給率とするものでございます。

以上、第3条関係の施行期日につきましては、同じく24ページ、附則第1項のただし書きにより、平成31年4月1日からとしたいものでございます。

24ページにお戻りいただければと思います。24ページ下段の附則につきましては、第1項の施行期日につきましては、それぞれの改正条項ごとに説明したとおりでございます。第2項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は内払いとする規定で、第3項は、規則への委任事項でございます。

以上で、第89号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることに……

7番・勝又貞夫君。

○議 長 (何事か叫ぶ者あり) 済みません、まず原案に反対者の発言を許します。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 大変複雑な思いでこの壇上に上がりました。この議案が上程されたこと、大変残念であります。例年、議員報酬の引き上げ、特別職の引き上げというものはセットに

なっていたように記憶します。そんなわけで、ことしは議員の分、あるいは特別職の分がなかったということで私はほっとしたのですが、9月議会の市長答弁のとおり、この議案が上程されました。9月の議会のときにも私は申し上げたような気がするのですが、職員給与と国の人事院勧告は有機的にリンクしないものだ、連動するものではないと。法的な根拠は何もないということをお願いしたように記憶しています。

地方公務員法の24条に給与決定原則に当たる部分があります。その地方公務員法24条の中には、人事院勧告の人の字もなければ勧の字もないと。国準拠という文言もありません。この地方公務員法24条をよく吟味していただいて、我が南魚沼市の財政状況にマッチした給与体系というものを探るべきであろうと、私はそのように思います。

南魚沼市の給与所得者の平均年収がどれぐらいであるかと申し上げますと、以前5か年の平均の数字を出してもらったことがあります、270数万円です。言うまでもなく、市職員の平均給与は、もう500数十万円と、10月の市報に出たとおりであります。納税者たる一般市民が270万円レベルで生計を立てていることを思えば、市財政が極めて厳しい状況の中にあるということを前提にして、我々はみんなで我慢すべきだと。議員も我慢しましょう、特別職も我慢しましょう、市の職員も我慢しましょうという姿勢があつてしかるべきだろうと、私はそのように思います。

日本国憲法第15条に、全て公務員は全体の奉仕者であると明記されています。全体の奉仕者とは何か。奉仕とは何か。みずからの利害を超えて市民に尽くすことである。ならば、5回も連続して給与を引き上げるといふこともいかなるものでしょうかと、私はそのように思います。私の記憶が間違っていなければ、人事院勧告は5年連続の引き上げであります。私は毎年毎年上げるべきではないと申し上げているわけではありません。また、下げるべきであると申し上げたことは一度もありません。たまには市民とともに痛みを分かち合うべきだろうと。

職員の給料を上げるよりも前に市行政としてなすべきことが山のようにあると。何を優先するか、市行政の姿勢が問われていると、私はそのように思います。こういう発言をするのは大変複雑な思いであります。勇気を振り絞って壇上に上がりました。皆様、私の考えを聞いていただきまして、どうかご賛同をいただきたいものだとそのように思います。よろしくお願ひします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 第89号議案 南魚沼市職員の給料に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいというふうに思います。今ほど反対討論の中で、地方公務員法24条の給与について、人事院勧告とかという文字は出てこないというようなお話がございましたが、まさに地方公務員法24条の精神に基づいて、どういった基準で公務員の給与を決定するのか。これはその24条の精神を具現化するための制度が今、唯一人事院勧告だろうというふうに思っています。

例えば、財政が苦しい中というようなお話もございましたけれども、24条から言って、財政によって職員の給与をどうにかかするというような話は全くそれこそ別物でございまして、そういう意味では、市が市の体制として南魚沼市という機関として、市民に奉仕をしながら、きちんとした公平な仕事をする、そういう体制を築くためにも、その基本の基となるのがやはり職員の身分であり待遇であろうというふうに思っています。

そのために、地方公務員の場合は、一定程度民間企業以上に身分が保証され、そのかわり分限もございまして。そして例えば失職した場合には、失業手当等もちろんこれはない。処分になれば退職金等もないというそういう厳しい中で、しかし、一定程度身分が保証された中で、公平な職務を遂行する、そういう組織が今、保たれているというふうに考えています。

この間、全国の自治体で人事院勧告をもとにしながら、そういった体制を営々と築いてきたこと自体には、そういう大きな意義、意味があると思います。そういう基本の中で、今この国全体の各自治体の体制が保たれ、きちんとした運営がなされているということは、今、勝又議員が言われた財政の問題ですとか、この地域のおっしゃいましたけれども、残念ながらこの地域の実態をきちんと人事院勧告にかかわって把握したような集計、そういったものはございません。

そういう中できちんとそれを担保しながら、職員の体制、そして市の体制を守っていくということになれば、この人事院勧告体制を今現在では大きな基本としながら職員体制を維持していくということは、大変重要なことであり基本中の基本だろうというふうに思っています。そういう意味からもこの第89号議案に賛成をするということで討論に参加させていただきました。多くの皆様のご賛同をお願いして終わりたいと思います。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第89号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。再開は3時30分といたします。

〔午後3時06分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 日程第14、第90号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題とい

たします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 90 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正は、平成 30 年 3 月 31 日の地方税法の一部改正のうち、平成 31 年 1 月 1 日から施行されます改正部分について、条例の関係部分を改正するものでございます。内容は、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴います文言修正等であります。

所得税におきましては、平成 30 年 1 月から新制度が適用されておりますけれども、市町村村民税に関しましてはこの平成 30 年分の所得が確定をしました平成 31 年度以降の適用となりますために、今回の上程となるものでございます。改正条例の説明を申し上げます前に、このたびの配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについてそのポイントをご説明申し上げます。1 つには納税者本人の所得の要件を定めたということ。2 つ目は満額 38 万円を控除できる配偶者の範囲を拡大したということであります。

まず、配偶者控除について控除対象となる配偶者の範囲は、これまでどおり所得 38 万円以下、給与所得のみの場合の収入額は 103 万円以下でありますけれども、納税者本人の所得要件がこれに追加をされました。本人の所得が 900 万円以下の場合、満額の 38 万円が控除され、本人の所得が 900 万円を超え 950 万円以下は 26 万円、950 万円を超え 1,000 万円以下は 13 万円と控除額が低減をしていきます。1,000 万円を超える場合は、配偶者控除の適用外ということになります。

配偶者特別控除につきましても、配偶者控除と同じく納税者本人の所得要件が加わり、900 万円を超えると 1,000 万円までの範囲で控除額が低減をしていきます。そのほかに満額 38 万円の控除を受けられる配偶者の範囲を拡大しました。納税者本人の所得が 900 万円以下の場合、配偶者の所得 85 万円、給与収入の場合ですとこれは収入額 150 万円ということになりますが、ここまですべて配偶者特別控除として 38 万円を控除できるということになりました。所得額 85 万円を超えますと 123 万円、給与収入ですと 201 万 6,000 円までなのですが、ここまで控除額がだんだん低減をしていくという形になります。

これまでいわゆる 103 万円の壁といわれておりました問題につきましても、150 万円までこれが適用範囲を拡大したということになります。これらの改正によりまして、これまで控除対象配偶者という文言が本人の所得要件との関係で、同一生計配偶者及び源泉控除対象配偶者という文言が追加をされまして、条例上の文言をこれらの新たな文言に修正する必要性が生じたものであります。

それでは、改正条例についてご説明を申し上げます。新旧対照表で申し上げます。議案書の 3 ページをお開きください。第 13 条第 2 項中、控除対象配偶者を「同一生計配偶者」に改めます。控除対象配偶者といいますのは、改正後におきましては配偶者控除の対象となる配偶者の範囲に限定をした文言となります。納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合における合計所得金額 38 万円以下の配偶者を指します。本人の所得にかかわらず、合計所得金額が 38 万円である配偶者これが従前の控除対象配偶者という概念に一番近いわけで

すけれども、これは「同一生計配偶者」と呼ばれることになりましたので、13条第2項におきましては従前の意味と同じ、同一生計配偶者に文言を改めるものであります。

その下、第25条の2第1項は、市民税の申告をしなければならない住民の範囲に関する規定でありまして、社会保険料控除ですとか生命保険料控除、配偶者特別控除などを受ける場合には、申告をする必要があるという規定でございますけれども、配偶者特別控除に関して源泉控除対象配偶者に関するものについては除外するという括弧書きを追加をするものであります。

源泉控除対象配偶者といいますのは、満額38万円の控除ができる配偶者の範囲でありまして、本人の合計所得金額が900万円以下の場合におけます合計所得金額85万円以下の配偶者を指します。これはもっぱら所得税の控除、源泉徴収税額の計算にかかわる場合での概念でありますので、市民税申告には影響はしませんので、これを除外するというものであります。そのほか、必要な文言整理を行っております。

はぐっていただいて4ページであります。附則の第4条、先ほどの第13条第2項の改正と同じく、控除対象配偶者を「同一生計配偶者」に改めるものであります。附則の第16条の2第3項は、租税特別措置法の改正に伴います条ずれの修正であります。

1ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。第1項は施行期日、この条例は平成31年1月1日から施行したいというものでございます。第2項は平成30年度までの市民税に関する経過措置であります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 お聞きします。これ改定の結果によって、どう税が変わるかという算定についてはもはや行っていらっしゃるのでしょうか。また、行っているならその結果について教えていただきたいと思えます。

○議 長 税務課長。

○税務課長 市での試算というものは現在まだ行っておりませんが、国のほうが出しております試算がございます。これによりまして、地方全体では約423億円の減収になるというふうに推定をされております。この減収分につきましては、まだ方法については明示がないのですけれども、国のほうで全額を補填するというので、国のほうから話がきております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 90 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 91 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 91 号議案につきましてご説明申し上げます。平成 20 年 11 月に出された南魚沼市小中学校学区再編等検討委員会の答申に基づき、第一上田、第二上田小学校の学区再編につきまして、平成 29 年 7 月に設置した学区再編検討会で慎重に協議を進めました。

その結果、統合協議を開始するという総意がまとまり、今年度より南魚沼市立第一上田、第二上田小学校統合協議会を設置し、開校に向けて取り組んでおります。このたび統合協議会より開校日、設置位置、校名についての意見書が提出されましたので、南魚沼市立学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。右の現行別表第 1 の第一上田小学校、第二上田小学校を、左の改正案のとおり上田小学校とし、位置を南魚沼市長崎 30 番地に改正したいものでございます。

1 ページにお戻りいただき、附則といたしまして施行日を開校日と同じ平成 32 年 4 月 1 日としたいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 92 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 92 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案も人事院による給与改定に関する勧告に基づくものでございます。高度の専門的な知識、経験または優れた見識を有するものが、その有する当該高度の専門的な知識経験、または優れた見識を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合の、具体的には公認会計士や弁護士等を想定しておりますけれども、その特定任期付職員の給料表の改正と平成 31 年度の期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3 ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。第 7 条は第 1 項で特定任期付き職員の給与の特例について、現行の給料月額を改正案のとおり給料月額に全号給で 1,000 円引き上げと改めるものであり、第 4 項は字句の修正となっております。第 8 条では南魚沼市職員の給与に関する条例の適用除外分の第 2 項中の期末手当の支給率を、6 月と 12 月ともに 100 分の 165 から 100 分の 167.5 に改めるものであり、これにより年間の計は 3.30 月分から 3.35 月分になるものでございます。

1 ページに戻っていただき附則といたしまして、この条例の施行を平成 31 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。なお、特定任期付職員につきましては、現在、採用はございませんので、遡及適用は行わないものでございます。以上、第 92 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 92 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 93 号議案 南魚沼市都市計画税条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 93 号議案 南魚沼市都市計画税条例の廃止についてご説明を申し上げます。都市計画税条例につきましては、9 月定例市議会でも表明をしましてとおり、これを平成 31 年度から廃止をしたいというものであります。平成 16 年の合併以降、南魚沼市の都市計画用途区域について都市計画税を賦課してまいりました。しかし、用途区域内の事業が進まないこと、下水道事業が一定の達成をみたことなどから、平成 19 年度において井口前市長が今後、廃止に向けて検討をする旨の表明をしておりました。

平成 24 年度から廃止に向けた一歩として、税率を 0.2%から 0.1%に半減をし、税収も 1 億 3,000 万円ほどが 6,000 万円ほどに半減をしました。この税率のまま、本年度まで課税をしてきたわけでありすけれども、都市計画の用途区域の変更、これが本年 2 月 15 日の都市計画審議会において承認をされ、3 月 27 日に告示をされたことを受けまして、新たに用途区域の指定を受けた区域を含めまして、平成 31 年度以降この都市計画税の課税を行うべきであるかどうか、この間、検討を重ねてまいりました。

都市計画事業として残っている事業、これは樋渡東西線ほか数件にとどまり、今後新たな事業は計画をされておられません。今後も都市計画税を賦課をしていくとした場合、今回新たに用途区域に指定をされた区域については、何らの事業も実施をされない中で都市計画税のみを徴収されるという形になります。本来、都市計画事業を遂行する上で必要になる財源を確保するという目的で賦課をするものである都市計画税の本旨からしましても、また賦課をされます住民の感情からしましても、これは受け入れがたい事態となると推測されます。

廃止をした場合、当然その 6,000 万円に及ぶ税収が得られなくなるわけでありまして、財政的には苦しくなります。しかし、その減収を市全体の予算の中で調整をし、市民サービスを大きく低下をさせない範囲で捻出することができるという見込みが立ったこと。また、今後の都市計画事業を見直す中で現在、取り組んでいる事業を完遂する財源確保も可能であるということから今般、廃止をするということにしたものであります。

第 93 号議案の議案書をごらんいただきたいと思えます。下のほう附則であります。第 1 項、施行期日は平成 31 年 4 月 1 日であります。第 2 項は経過措置、平成 30 年度までに賦課をしたもの及び賦課すべきであったものとして、平成 31 年度以降発見されたものにあつては、従前の例により賦課徴収をするというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 午前中の総文の報告の中にも出ていた案件でありますけれども、新たにこの平成 30 年 2 月 15 日の都市計画審議会承認をされ、3 月 27 日に正式に告示をされたというところで、新たに用途地域を指定された部分、六日町インター付近、イオン付近、ひらせい、原信、コメリがあるエリア。それと六日町から塩沢にかけての 17 号線沿いというふうに書いてあるのです。今回の指定が 42.6 ヘクタールと。解除は 15.2 ヘクタールというもので

ありまして、この解除された 15.2 ヘクタールの部分については、従来から同僚議員も何年か言っていたとおり、目的税でありながらその目的に沿った使用がなされてこなかった。さらにはいろいろな部分での公共工事の優先ということもなされてこなかった。こういうところで非常に不満があったという部分でありますけれども、新たに指定された部分まで、ここまで含めて都市計画税のほうをいただかないと、目的税としていただかないということについては、相当揉んだはずだと思います。ですので、新たに指定をされた部分と解除された部分について、分けてやっぱり都市計画税というものについては考えるべきであるというような考え方が当然あったと思うのですけれども、そこら辺の事情をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これは委員会等でもご報告を申し上げてきたところでありますけれども、今回除外をされてしまった部分、これは当然、新年度におきましても賦課ができないわけがありますけれども、要は今の都市計画税というものを存続させるとした場合には、新たに用途区域に指定になった部分、それから今までも指定になっていた部分、この部分にだけ賦課がされるということになります。これを続けるべきかどうかということについての検討はしてきたわけであります。

議員が言われますように、今回、除外された部分についての検討と比較検討ということは、特には我々の意識の中にはありません。それは当然、除外されるべきということで前提で考えておりますので、要は平成 31 年度以降もし課税をするとしたならば、課税をされるであろうその面積について続けるべきかどうか。これ以上その新たな事業がない中で、全く自分自身が恩恵を受ける可能性が中にない中で、新たな指定を受けたところについては課税だけがなされている。こういう状況が果たして受け入れられるであろうかということまで含めて、これは今までの検討経緯、前市長が申し上げてきた経緯等を踏まえますと、これを続けるという根拠が我々にとっては非常に乏しい。財政的に厳しくなるのは当然でありますけれども、これはやはり何らかの形でもって補填をしながら、都市計画税については今般、廃止をすべきであるとそういう結論になったわけであります。ご理解をいただきたい。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今度、新たに指定をされた部分でありますけれども、その優先順位的に見た場合については、この指定をされたところを見ますと、国、県等々の工事が恐らく中心になって進められていく部分でありましょう。こういったところの優先順位をどうのこうのというのは、南魚沼市がいろいろ言ってもなかなか進まない部分もあると。しかしながら、今度は国のほうとしてそういう目的税を全部廃止して、なおかつその都市計画用途地域を指定しながら工事といいますか、都市計画事業を進めようということについては、若干その国や県については違和感といいますか、指導といいますか、そういうものがあつたのではないかと思いますけれども、それについては何もなかったということですか。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 新たに用途として指定されたところですが、特に国、県からの指

導等はございませんでした。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず、9月議会のほうで廃止することによって喜ぶ市民もいる一方で、やっぱり事業がされるかどうか不安だというのがあるわけですね。先ほどから市民生活部長の説明としては、私が聞いていると、これから事業がやれない中でみたいなことを言うわけですね、というふうに私は受け取っているのです。樋渡東西線とかは、工面がついているので別に大丈夫ですけど、これから新規事業がない中でというふうに私は捉えてしまったんです。

要は事業がないから、税金を下げたらというか、今、市のほうでやれる事業がないから税金を下げるというふうにも私は聞こえてしまったんですが。やっぱり地域として、私は石打とかいろいろな方からいろいろな話を——都市計画税は結構、自分のライフワークにしていたので、いろいろな話を聞きますけれども、一方で廃止をしてくれというのものもあるし、不公平だということもありますよね。事業は一体いつ終わるのだとか言われるわけです。本当にこの事業は必要ないなという思いの事業も当然あるわけですけども、やっぱりやってくれという地域の要望の事業だってあるわけです。

先ほどの市民生活部長の説明だと、事業をしないから、できないからやめるというふうに私は聞こえてしまったんですが、そういうふうな説明があったように私は捉えてしまったんですけども、私以外どういうふうに感じましたか、というのを聞くのはちょっとおかしいかもしれないが、もう一回ちょっと確認したいです。事業は地域が望んでいるとか、あと市のほうからも建設部のほうからも、この事業が終わったら、次やるぞというふうに言っていた事業があるわけですね。そこを市のほうでもやりたい、やりたいとか言っているけれども、ちょっと今のやつを聞いていると意味がわからない。不安になります。

もう一回ちょっと今後の事業展開についてと、市民へのやっぱり報告です。ちゃんと話をしないと、今までの都市計画税をじゃあ、何だったんだ。やっぱり私の言っているところにみんな回っていくと思います。例えば地域を廃止するのだから、地域からの声があって廃止をしたわけですね。その抜いたりとかしたわけだし、それと同じように税を今まで徴収していたところ、税を徴収してもらっていたけれども下水道しかやってもらってないとか、そういうふうなしんどい非常に不公平というか、かわいそうな地域も——かわいそうという言葉もあるわけですが、残念だなという地域もあるわけです。私はやっぱりそういう点で言うと簡潔に言えば事業はできるのか、ここをお願いしたいと思います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 担当としましては、新たに指定されたところについては具体的な事業がありませんので、なかなか税を取るの難しいかなということだと思うのですが、今まで計画していた部分につきましては、近隣の魚沼や湯沢でも都市計画税を取らずに都市計画事業は行っておりますので、私どもとしましては必要な事業は着実に前に進めていくという姿勢でやっていきたいと思っております。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 本当、担当課としてはこういう答弁は、私は何回も聞いているのです。ただ、市民生活部長、徴収するほうとしては、先ほどの説明は事業ができないとか、しないみたいな説明もしているように、私は取ってしまう答弁をしているわけです。説明をね。9月議会のときも言っていた全庁的にちゃんと相談をしてとっているけれども、片方はそういう姿勢、片方はこういう姿勢だと、じゃあ私は事業をしないのが一番、市として簡単だというふうに思うわけです。そっちのほうに流されていくのじゃないのというふうに思いますよ。

片や部長が答弁している、片や課長が答弁している。こういう言い方をすると、ちょっと非常に悪いですけども、やっぱりお金というのがなきゃ事業ができないわけですから、そのお金を司るところは、税は何とかなるよと言っているけれども、その原資は、減税分は何とかなるけれども事業をする分に関しては、全然説明がないわけですよ。そっちの視点で市民生活部長を含めてどういうふうな全庁的な議論をされたかというのは、やっぱり聞かなきゃ私は不安です。

本当、再度の説明になりますけれども、市民にここは、ある道路は合併特例債の延長が5年になったんだが、その期間に手をつけるからと言って手をつけられていない道路もあるのですよ。それをそういうところだってあるわけですし、それでもやってくれるのだろうというふうな思いがあるけれども、私は非常に不安がありますので、ちゃんと庁内で連携しているのかどうなのかという点で。誰が考えたって、お金が税がなくなればお金がなくなる、事業ができなくなる。そういうふうなジレンマになっていくわけですから、そこのところは全然されていないと思うのですが、もう一回ちょっと市民生活部長の説明を聞いてみたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 言葉が足らなくて申しわけありませんでした。都市計画課長が申し上げましたとおりの内容で、私の頭の中もいるわけなのです。今までの計画決定をされた事業が、今後やめてしまうとかできなくなるとかいうことは全く考えていない。それは遂行していく上で、都市計画税を徴収しないでやっていけるというめどが立ったということはありません。それはそうなのですが、新たにこのたび新たに指定区域を用途指定を受けたその地域に、何か事業が入るのかということです。そうでない、その点については我々もいかんともしがたいわけですね。そういった状況で自分の目の前の、何らかよくなるものがあれば、それは税金を課したとしても理解を得られるだろうと思いますけれども、そうでないのであれば、全くその課税をされるだけという存在になってしまいかねない。今回新たに指定された部分についてはですね、それは非常に不公平感を持たれるのではないかと。

それを含めて全体として見た場合に、何とかこれを都市計画税がない段階でも状況でも、今まで決定をしてやろうとしてきた事業が遂行できるのではないか、そういう検討をしてきたわけでありまして。その点では、都市計画課長が言いましたとおり、やることはやる。しかし、やめても、都市計画税を取らなくてもそれが遂行できるという見込みの上に、今回の上

程になったわけでありませう。ご理解いただきたい。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私も部長の言っている点はわかりますよ。新しく入れたところはね。ただ、私はほんとそれは逃げの姿勢だと思ったのですよね。というのは何でかという、具体的な名前を出すとこれから入れようとしているエリアがありますよね。大型ショッピングセンター。そこができたから、逆に言ってみれば、今までの都市計画地域が一方では衰退したというか必要なくなったというふうに、道路がちょっとせばまらなきゃ、ここまででかいのはいらなくなったとか。一方ではそういうふうな用途地域の衰退につながったという考えだっただけあるわけですよね。

やっぱり中心市街地の活性化、要は外が繁栄したのだから、中心市街地が衰退したというふうに言う人もいるわけです。これは時代の流れとしてしょうがない点もあるけれども、私は消極的にもうそのところが、中の活性化もしなきゃいけないからちゃんと外のこれから入れるところの税金だっただけかけていかなければいけないんだよという議論もした上で、それでも税金は廃止していきますというのは、私は重要な点だったと思うのですけれども。

今の話だと、これから新規に頼みにいくのはちょっとなかなか理解を得られないな。そんな理解が得られるわけがないじゃないですか、そういう視点がないわけですからね。やっぱり説明するだけ説明して、お互いよくなるようにしていくにはどうすればいいという、何か経過が大事なわけですよね。本当に私はこの経過がちょっと足りないんじゃないのかなという点で、ちょっと残念な廃止の決定の仕方だなというふうに思いますよ。ある意味、評価もしていますよ。評価もしているけれども、でも、消極的過ぎる残念な方法だなという思いがあります。最後に肝心なのは、もうさっきから何回も事業はこれからも進めていく進めていくと言っているけれども、じゃあ、今まで30年、40年、事業を進めてきたけれども、

○議 長 簡潔に願います。

○牧野 晶君 はい。私、まとめに入っています。それなのに、最後のこれからじゃあ、あと残りしんどいところが残っているわけですよね、正直言うと。大変な道路がね。いろいろと。家がいっぱいかかるようなところか、お金のかかるところ。一体いつ終わるのかというのを、やっぱりそこまでちゃんと市のほうは見切って説明もする必要も私はあると思いますよ。あと100年かかるとか言うかもしれないけれども……（何事か叫ぶ者あり）はいはい、簡潔にします。やっぱりそういう点で、市長の口からもやっぱりこれからも市民が望んでいく都市計画道路はやっていくよという答弁を私はいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 答弁ということでありませう。既にその話は9月の定例会の一般質問でも十分やっていると思いますので、ここであまり繰り返すことはいたしません、どうしても優先順位、限られた財源。じゃあ、都市計画税を取っていたらそれを全部そういうふうに行うかという、そういうことだけでもできない。でもその中で、先ほどの答弁のほかの担当部の答弁にあったとおりで、これをやめるとかそういうことじゃなくて前に進めていきます

が、これは廃止だろうが廃止、続けていっていても財源はそれは 6,000 万円ぐらい。そういう中では、大変困難なことでありますので、そういうことで理解をしていただくしかない、進めてまいります。しかし、優先順位をつけながらやっていくということは、これは当然なこと、時代的要請も出てくるし、いろいろある中でやっぱり皆さんで話し合いももちろんしながらやっていきますので、ご理解を賜りたいと思います。答弁になりましたか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 南魚沼市都市計画税条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 94 号議案 南魚沼市児童遊園条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 94 号議案 南魚沼市児童遊園条例の廃止について提案理由を申し上げます。現在、南魚沼市児童遊園条例に定める施設は、万条児童遊園のみであり、万条新田区と平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間の指定管理運営協定を締結しております。

万条児童遊園は昭和 54 年に地域児童に安全な遊び場を提供し、児童福祉の増進に寄与するために万条新田区から土地の寄付を受け、旧塩沢町が整備を行い開設したものでございます。敷地面積 740 平方メートル、こちらにブランコ、滑り台、ジャングルジムなどの遊具が整備されているところでございます。現在、施設の維持管理費は行政区が負担し、指定管理料についても無償で協定を結んでいるところであります。

こういった状況の中、もっぱら万条新田区民の皆さんが使用していることから、一部老朽化した遊具の更新を市が行った上で、平成 30 年度末をもって指定管理協定を解消し、万条新田区が直接管理運営することについての協議を行い、同意を得たところでございます。敷地につきましても市名義のままとし、地元で維持管理をしていくということで、同意をいただいているところでございます。

万条児童遊園のほかに、今後、市が条例に基づき児童遊園を整備する計画がないことから、同条例の廃止を行いたいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 南魚沼市児童遊園条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 95 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 95 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。上の原高原観光施設につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることにより、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをお願いいたします。1 公の施設の名称は、上の原高原観光施設、2 指定管理者に指定する団体は、上の原観光事業協同組合でございます。3 指定の期間は、平成 31 年 4 月から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。指定管理者の候補につきましては、公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第 4 条第 3 項の規定により、施設の性格や目的その用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものでございます。

この上の原観光事業協同組合は、当該地域の活性化及び観光客誘客に寄与するため、地元関係者が設立した組合であります。当該施設の指定管理者として、地域内に分散している施設を管理しておりますが、管理内容は良好であり、地元の観光振興に貢献しておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

めくっていただきまして 3 ページからは、上の原高原観光施設の指定管理者の候補者による事業計画書でございます。

4 ページをごらんください。1 の指定管理の基本方針では、この施設の通年管理、広報宣伝により観光誘客と地域の活性化、雇用拡大に努めるとしております。2 は施設の概要で、

キャンプ場、グラウンド、菖蒲園などがあり、平成14年10月1日の開設となっております。4ページ中段から5ページにつきましては、3の業務内容から7の収支計画で記載のとおりでございます。収支計画では収入支出とも同額211万円となっております。

めくっていただきまして6ページ、団体の概要が記載されております。以上で、第95号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 この4ページを見てみますと、1万4,000人来て、収入の部を見ると委託の市から184万円で、利用料だと12万円なのですよね。市民が行くから0円が多くてこうなっているのか、1万4,000人という数字が出ていて100円とっても140万円ぐらいになるかなと思うのですけれども、1人掛け人数でね。100円取ってもね。だけれども、何かこう収入の部が、あまりにも市からが莫大過ぎるなと思うのですけれども、どのようなことかなというのを教えていただければと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 指定管理料184万円ということについてですけれども、実際にこれは収益的な施設として、グラウンド、キャンプ場というのがございます。ただし、キャンプ場につきましては、利用料については記載のとおりですし、かなり金額が少ないという中にあって、この184万円の中の大きな部分を占めるものが、菖蒲園ですとか、あと上の原の池周辺ですね、そちらのほう。あとはF I V B体育館もありますけれどもその周辺部のものに、かなり草刈りですとかそういうものを要しています。

ですので、当然グラウンドの利用それとキャンプ場の収入については、もっと件数が増えるような形の中で取り組むべきところですが、今現在としては、上の原の池それから菖蒲園ですか、そういうもののかかなり面積的に広いので、そこの草刈りですとか四季を通じての維持管理にかなりかかっているような状況でございます。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 てことは、この料金を発生する人が1万4,000人来るのではなくて、上の原の池に行くとか、そういう料金が発生しない人も入れた人が1万4,000人ということの意味でいいのですかね。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 実際にこのグラウンド、キャンプ場以外で利用者のほうがかなり膨らんでいるというのが、例えばこの利用計画のほうを見ていただくと、1月、2月でしょうか、そちらも一応利用の見込みという形では出てくるのですけれども、実際に例えば六日町観光協会さん、それから旅館組合さんのほうで、グリーン・ツーリズムですとかあと農業体験の関係の施設、体験の宿泊というのを受け入れをしているものがかなり多いです。その中で、例えば上の原の池周辺を使ってグループワークとかそういうものにかかなりかかっているものがここに計上されていますので、実際にグラウンド、キャンプ場というのはそれほどの利用

者数ではないということになります。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 5ページのところの下のほうの雑費ですけれども、その他が7万円ありまして、除雪費が2万円ぐらいの中で、その他7万円って大きな金額かなと思うのですけれども、その他の内容を教えていただけますでしょうか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 平成29年度の決算の状況からいきますと、雑費のほうに入っているのが、作業をしたときの例えばお茶を出したりとかもありますし、あとは作業時、例えば1日かかった場合のお弁当を出したりもしている場合があるみたいですので、そういうものを1年間、かなり草刈りですとかそういうものをやっていますので、そこについての雑費という形で計上してあるようです。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この第95号議案からずっと指定管理ということで出されるわけでありまして、合併以来こういう施設に指定管理という方法をずっととってきたわけでありまして、旧大和、六日町、塩沢とそれぞれのやり方があって、それを引き継いだ形でずっときているわけでありまして、そろっとこういう施設について先ほどの万条の児童公園もありましたけれども、それこそ地元のほうに完全にお任せをするというようなことは、多分、考えられなかったと思います。交渉もしてみなかったと思いますよ。ですので、そういう時期に来ているんだなと思うのです。

ですので、そういうところを交渉のほうで、これはここでもって12月3日提出であったとしても、指定期間は来年の4月1日からですから、実際に施行されるまでまだまだ時間があるわけです。そうすると、指定管理は指定管理として考えるにしても、やっぱりそれぞれの施設については、多分、観光であったり、その住民たちの憩いであったりいろいろなのがあったのです。

ここについては菖蒲園があると。非常に由緒ある菖蒲園だということは見に行ってきました。しかしながら、こういう施設、いろいろなのが出てきますが、そろっと考える時期だなというふうに私は思いますけれども、そこら辺を担当課のほうでは全然考えずに期間が終わったから指定管理をやろうかというふうに単純に考えているのか。そこら辺をちょっとお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今、寺口議員がおっしゃるとおり、それぞれある程度の一定の役割が終わったというふうに考えられる場所もございます。当然ここを協議していないわけじゃなく、固有の場所のことは言えませんが、現に交渉している場所もあります。できれば一本立ちしてもらいたい。市が指定管理で出さなくてもいい部分というのも当然あるわけです。

それとまた、今まで行っていた任意の組合等が重荷になってきてできないという声もあれば、当然そこも考えていかなくちゃいけないことがありますので、私たちの産業振興部だけ

でなく全体の中で、この公の施設については、その点は大きい議論にはなっていることは事実であります。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、とりあえずここで議案が通ったとしても、やっぱりそれはまだまだ考える余地があるのかなというふうに思っていますし、当然、今まで指定管理を受けていただいた方も、きちんと管理をしていただいたかなんていうふうには思っていますけれども、そうは言っても、もちろんキャンプ場の収入が7万円だという数字を見ますと、本当に役に立っているのかなというところが心配になってくるのです。

ですので、ここはやっぱり担当部、非常に難しい問題でありましようけれども、いろいろなところと話をしながら、そろっとやっぱり旧町が引きずってきた部分についてもけじめをつける時期かなというふうに思っていますので、そこら辺はしっかりと吟味をしてやっていくべきかと思っていますけれども、再度お考えがあれば聞いておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 寺口議員のおっしゃるとおり、今後もその部分に関しては引き続き協議をしながら進めていきたいと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 95 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 96 号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 96 号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この施設につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって、指定管理期間が満了となることから次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをお願いいたします。1 公の施設の名称は、大杉山ふるさと農園、2 指定管理者に指定する団体は、大杉山ふるさと農園管理組合でございます。3 指定の期間は、

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的その用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものでございます。

この組合は、平成6年にこの施設ができた際に、地域の活性化及び観光客誘客に寄与するため、地元関係者が設立した組合でございます。管理内容は良好であり、地元の地域活性化並びに観光振興に貢献しておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

めくっていただきまして3ページからは、大杉山ふるさと農園の指定管理者の候補者による事業計画書となっております。

4ページをごらんください。1の施設管理の基本方針では、地元大杉区が中心の管理組合が農園全体の管理、収穫祭のイベント等を実行するとしてございます。2は施設の概要で、平成6年4月1日の開設で、施設設備といたしましては、貸し農園、遊歩道、管理棟、トイレなどとなっております。4ページ中段から5ページにかけては、3 業務内容から7の収支計画で記載のとおりでございますが、収支計画では収入支出とも総額197万3,000円となっております。

最後の6ページ、8に団体の概要が記載されております。以上で、第96号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市も湯水みたいにお金があるのであれば、いろいろな指定管理もいいと思うのですけれども、ほとんどこれは区の持ち物みたいな感じで、農業体験が主なことだと思うのですけれども、ふつうに今はどこでもやっていますよね、農業体験って。できれば収支というのはやっぱり稼いでいくものだと思っているのです。であれば、こういう施設であればもうその地域にあげて、この施設を自分たちでやっていってもらうようなほうがいいんじゃないかと。指定管理で本当にこうやってお金を出してまで、同じくふつうにやっているところもいっぱいある中で、そこまでやる必要があるのかというふうに疑問に思うのですけれどもその点が1点と。

後ろの6ページに組合の目的ということで不安定兼業中高年齢農業者の雇用のというふうになってはいますが、兼業農家ということはふつう仕事をふつうに基本的に1個やっていて、もう一個農業をやっているから兼業というふうになるのかなと、ふつうに思うとそうなのですけれども、意味がちょっとよくわからないのですが、そういうふうに本当に市も事業をやったりこう、どこをやってどこをやめていくというのを考えていく時期だと思います。その点についていかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど寺口議員にお答えした部分もありますが、今後こういう施設をど

うするか。ほかにも農業体験している場所もあるということもごもつともありますが、この大杉山ふるさと農園につきまして、この目的、不安定兼業中高年齢農業者の雇用の場の創出という、比較的わかりやすく明確な目的だと思うのですが、取り方でそういうふうにとられるかもしれませんが、ほとんどボランティアに近いような形で、地元の人たちのやりがいとか生きがいという部分も兼ねているのかなと思います。

イベント等でその現地に行きますと、非常に一生懸命やっておられます。手弁当に近い形でやっていただいて、そこでもうけが出なければ切ればいいという議論もあろうかと思いますが、今現在のこの行っている中では、非常に農業体験について地域の活性化、それからまた地元に対しての観光にはかなり寄与されているというふうに、私は報告書を見たり現場に行ったりして感じておりますので、ちょっとほかのまた体験の農場とはちょっと違うのかなというには思っております。

ただその中で、そこをじゃあいつまでも指定管理でいいのかという議論は、当然常に心にはとめて行っているということだけはご了解していただきたいと思っております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 補足で説明させていただきます。この指定管理、今回は大変多い本数が出てございますので、全般的な考え方について私から説明をさせていただきます。先ほどの第95号議案でもご議論、ご意見をいただきましたし、今も塩谷議員からご意見いただきました。確かにおっしゃるとおりの部分はあると思っております。合併前からのいろいろな経緯があって、それぞれの自治体で引き継いできたものが、今、多数あるというような状況になってございます。

このふるさと農園ばかりではございませんが、大多数が当時、目的をもって補助事業を導入して施設をつくったというような経緯をたどるものが非常に多いというふうに認識をしております。年数も経過しておりますし、当初からそこに携わっている方々についても、だんだん高齢化していっているというのも事実でございます。

市としましては、先ほど産業振興部長が申し上げましたように、今後どうすればいいのか。施設によっては地元と協議の上、地元で管理をお任せする、あるいは老朽化して管理が難しいようであれば除却をしていくと。公共施設の管理計画も立てておりますので、その中で総合的な検討も必要だと思っておりますし、一番大事なのはやはり当初から運営をしていただいております地元の方との協議というものも重要だと考えてございますので、両方勘案しながら進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 その当初の目的とかそういうものもあるとは思いますが、やっぱりもっと稼げる農業とか、そういう見本にもならなければいけないのかなというふうに。じゃあ、その体験の料金が安いのか。ボランティアで地元がやっているからという話ですけども、ふつうに受けている方は、多分、プラスで全部やっているわけですし、そういう考え方もないとなかなか市も本当にお金があってじゃあ、みんながそうやっていろいろ

なところということになると難しいと思うので、そういうこともやっぱりもうちょっとじゃあ、料金設定を高くするとか、そういうことだっていいと思うのです。

ボランティアでやっているのはよくわかりますけれども、商売でやっている人もいるわけで、そういうことも考えた上で、市もそれほどお金がないわけですので。今後は考えていくということもありますけれども、ここで受ければあと5年というか指定管理の任期分はあるわけで、その分はまた単年度ずつ払っていかねばいけないということもある。よくまあ今回これほど出ているので、精査をしっかりと次の5年の間にさせていただきたいというふうに思いますが、市長のほうからご意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 そのようにやっていきたいと思えます。私もやっぱりいろいろ、ここはもうどうしたほうがいいのかという思いがいっぱいあるのですね。担当のそれぞれの部長が話したこともそのとおり。現場の声もありますし、現場もだんだんと最初、当初、力を入れてやった皆さんも、大分高齢化されてきているというところも出てきていると思えますので、ある程度そう遠くないところでいろいろ考えていくべきところに来ているという部分も多いというふうに思っていますので、鋭意取り組ませてもらいたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第96号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第97号議案 しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第97号議案 しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。しゃくなげ湖畔観光施設につきましては、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをお願いいたします。1 公の施設の名称は、しゃくなげ湖畔観光施設。

2 指定管理者に指定する団体は、一般財団法人 しゃくなげ湖畔開発公社。3 指定の期

間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間でございます。

指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的、その用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものでございます。この公社は平成3年に設立され、ダム湖及び越後三山奥只見国定公園周辺の恵まれた自然環境と観光資源を有効活用し、地域づくりなどに寄与しており、管理内容は良好であり、地元の観光振興に貢献しておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3ページからは、しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の候補者による事業計画書でございます。

4ページをごらんください。1の施設管理の基本方針では、しゃくなげ観光センターを拠点に集客に努めること。地域と都会との交流活動や特産品の直売PRなどを行うとしております。2は施設の概要で、記載のとおり1の(1)しゃくなげ観光センターを中心に、(11)までの多くの施設がございます。4ページ下段から7ページは、3業務内容から7の収支計画書で記載のとおりでございます。収支計画では収入支出も同額、総額1,880万1,000円となっております。

最後の8ページ、8といたしまして団体の概要が記載されております。以上で、第97号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長 質疑を行います。

18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 10年間ということで記載されておりますけれども、その中で6ページ、サルパトの件。これはいつも話題に上ると思うのですが、実際に今、確か2人だと思うのですが、7ページのほうにも人件費が書いてあるわけですが、実際これがどのくらい効果があるというふうに考えていらっしゃるか。特に我が集落なんかもことしはサルが結構出ておまして、このサルパトの方が来たことはあまり見受けられません。今、うちのほうでは電気柵を利用しているわけですが、電気柵は本当に有効だと思いますし、ちょっとこれはもう見直すべき時期に来ているのではなからうかなと。今、実際テレメトリーでしたか、ああいうのも設置というふうなことも言われているのですが、今、どの辺がどういう状況になっているのか、どのくらいの群れ数がいってどのくらいの被害が出てどういうふうになっているのか。この辺の費用対効果のことをもう一回、聞かせていただきたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的な数字、対費用効果という数字を今は持ち合わせておりませんが、このテレメトリー調査によってどの程度、守られているか。当然その電気柵は有効で、現在100%被害がありません。そこにじゃあ、ほかにも減っている要因が何が考えられるかというところ、うちのほうで押さえているのは、やはりテレメトリー調査で個体管理がされているんじゃないかと。確かにその調査をしている方をそこら辺で見受けられないと言われればそれまでなのですが、電波で追っていますので、ここら辺にいたときに連絡をして、事前に

警戒してもらおうと。それは明らかに数字から言えば効果が出ているというふうには私たちは認識しております。

ほかに要因があるというふうにも聞いておりませんので、現実その鳥獣被害が減っているのは、ここの部分のパトロールが大きいと思います。現在6月1日から11月30日の6か月間、2名で行っております。その数字につきましては、また後ほどお答えします。以上です。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それだけ被害の防止に役立っているというふうなことはもうお聞きしましたけれども、私は今の2人体制でこの南魚沼全体をカバーするなんていうことは不可能だと思っていますよ。これだけの広いエリアを2人で、確かにテレメトリーで管理をしていると言いますが、サルがじゃあ、出てきたときにはその人たちが来る前に、当然サルは逃げますよ。今、うちの集落でやっているのは、花火っていうのですか、結構あれは効果があるんですね。

花火で追っ払うと一時的にですけれども、逃げていきますので効果があると思いますけれども、私が一番考えているのは、特にことしは柿が豊作だったのですよ、柿。あれ本当に全然構わない方がいっぱいいますね。構わないというかサルのえさになっているのが。あれはやっぱり市の指導で個人の持ち物ですから、あまり厳しいのですけれども、きちっと管理をしてもらうようなことをしていかないと、サルのために、おびき寄せるためにやって柿をならせているみたいな今の状況ですので、その辺は強制はできないわけですが、市の広報等々でやっぱりそういったことをお願いし——柿ばかりじゃないです。いろいろなのがありますから、そういったのをきちっと管理をしてもらうというようなことで、告知をしていかないとなかなかサルの被害が減らないと。うちのすぐ後ろで、ことし、小さいサルも3匹おりに入っているみたいですがけれども、非常にサルの被害がどんどんこれから広まっていくはずでございます。もう少しこの辺のところは、今、2名でやっているというふうなことなのですけれども、もっともっと広げてやっていくのか、また今の現状でやっていくのか。その辺のところをきちっと見定めて、10年間というふうな長きのスパンになっているわけですので、考えていかなければならないと思います。いま一度答弁をお願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 委託の中の鳥獣被害パトロール、これは10年間の委託契約という中で、これをずっと引き続き同じくやっていくというわけではございません。この中で対応の仕方が変わってくれば当然この部分は変わってきますので、今、黒滝議員がおっしゃるとおり、総合的に総合的に考えて、里山再生それから間伐、それから今おっしゃったように、確かに柿の取り残しがありますので、柿がおいしいところだけ二口ぐらい食べて下に投げて、また、ハクビシンが来る。そういうちょっと悪循環があるというふうな情報も聞いておりますので、総合的に考えた中で進めていきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 98 号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 98 号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。六日町駅前中央駐車場につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをお願いいたします。1 公の施設の名称は、六日町駅前中央駐車場。2 指定管理者に指定する団体は、六日町駅前通商店街協同組合。3 指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。

指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的その用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な管理を確保するため公募によらず、候補者を選定したものでございます。

この組合は昭和 51 年に六日町の駅前中心街の小規模事業者により設立され、商業振興のための共同作業により経済活動の促進、地域の活性化に寄与しております。管理内容は良好であり、地元の商業振興に貢献しておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3 ページからは、事業計画書でございます。

4 ページをごらんください。1 の施設管理の基本方針では、商店街振興に寄与する施設としての利用促進、駐車場、付帯設備の管理などを行うとしております。2 は施設の概要で、記載のとおり 2,240 平方メートル、79 区画の駐車場でございます。

4 から 6 ページは、3 業務内容から 7 の収支計画で記載のとおりでございます。収支計画では、収入支出とも 120 万円となっております。

最後 5 ページの下段でございます。7 団体の概要といたしまして、記載となっております。以上で第 98 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今までずっと指定管理のあり方みたいなのでお話が出ていますけれども、この駐車場の歴史的背景が私はよくわからないので、ちょっとはつきりしないところもあるのですけれども、指定管理の方針の前段の部分等を見たり、それで5ページの収支計画を見たりすると、駐車料金だけで賄っていますよね。こういうのこそ、指定管理にしておかなければならない理由があるのか。むしろ、指定管理から外したほうがかえってやりやすいんじゃないかという気もするのですけれども、何でこれが、むしろまた10年間となっているのですけれども、そこら辺のいきさつをちょっと教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどからの質疑と共通する部分がございます。この中で、今ここを指定管理でお金も出していないのという部分がありますが、修繕がちょっと発生する部分がありまして、その関係で現在も指定管理に残しているところがあります。その部分をじゃあ、相手方に全部していただいて運営できるかというところ、そこら辺も今後引き続きやはり協議をしていく、今回もそれは議題にのったのですが、協議していきながら進めたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第98号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、第99号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第99号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。南魚沼市福祉センターにつきましては、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをごらんください。1 公の施設の名称は、南魚沼市福祉センター。2 指

定管理者に指定する団体は、社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会。3 指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的、その用途、設置場所、施設の特殊性などから施設の適正な管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものでございます。

社会福祉協議会につきましては、平成 16 年に市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の発達及び社会福祉に関する事業の活性化により、地域福祉の推進を図るために設立されており、事務所もこの施設内でございます。これらのことから、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3 ページからは事業計画書でございます。

4 ページをお願いいたします。1 の施設管理の基本方針では、条例、関係法令に沿った施設の管理運営、経験や実績を生かし利用してよかったと喜ばれる施設となるよう努力するとしております。2 は施設の概要で、記載のとおり鉄筋コンクリート 2 階建て、浴室、大広間、会議室などとなっております。

5 ページから 6 ページにつきましては、3 業務内容で、維持管理業務と運營業務に分けて記載をされております。6 ページの中段につきましては、4 の運営計画で記載のとおり、おおむね年間 3 万人前後の利用者数となっております。

7 ページは利用料金と、めくっていただきまして 8 ページには収支計画で収入、支出とも同額で 1,266 万 9,000 円となっております。

9 ページには団体の概要が記載されております。以上で、第 99 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この建物自体が県の所有していた、しらゆり荘。それを譲り受けて市が福祉センターとして活用している部分ですけれども、建物自体が非常に古いということで、この修繕等々について相当お金がかかるのではないかとこの心配をしていたのですが、これによると修繕費自体が年間で 40 万円ちょっとで何とかやっているということです。非常にそういう部分の心配があったわけですが、エレベーターを直したりとかいって非常に高齢者には好評な施設ではあるのですけれども、大規模修繕ではないですが、それを考える時期ではないかなという心配もあったわけなのです。今回 10 年間指定をするわけなのですけれども、その間にその大規模修繕等々も考えなければならないという時期にきているのかということをお聞きをします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 10 年の間での大規模修繕の部分につきましては、まだ私どものほうでは現在の指定管理を受けている社会福祉協議会のところとは、具体的な話を進めているところはありません。そこまで大きな修繕が必要だというふうなお話は聞いていないという状況であります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。次の本会議は 12 月 10 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 4 時 47 分〕